

# 市民委員会資料①

## 2 所管事務の調査（報告）

### (1) 第3期川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～について

資料1 第3期川崎市男女平等推進行動計画（案）に関するパブリックコメント手続きの実施結果について

資料2 第3期川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～（案）の概要

資料3 第3期川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～

市民・こども局

（平成26年3月18日）

## 「第 3 期川崎市男女平等推進行動計画（案）」に対する パブリックコメント手続きの実施結果について

### 1 概要

本市では、「男女平等のまち・かわさき」として、男女が共に自立し、平等で快適に生活することができるまちづくりを推進するため、「第 3 期川崎市男女平等推進行動計画（案）」をとりまとめ、御意見を募集しました。

その結果、21 通（意見総数 63 件）の御意見をいただき、その内容とそれに対する本市の考え方を次のとおり公表します。

### 2 意見募集の概要

題名	第 3 期川崎市男女平等推進行動計画（案）について
意見の募集	平成 25 年 12 月 18 日（水）から 平成 26 年 1 月 20 日（月）まで
意見の提出方法	電子メール、郵送、ファクシミリ、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市政だより</li> <li>・ 市ホームページ</li> <li>・ 各区役所市政資料コーナー</li> <li>・ かわさき情報プラザ（市役所第 3 庁舎 2 階）</li> <li>・ 川崎市男女共同参画センター</li> <li>・ 図書館、市民館</li> <li>・ かわさき男女共同参画ネットワーク参加団体（44 団体）</li> </ul>

### 3 結果の概要

意見提出数（意見数）		21 通（63 件）
（内訳）	電子メール	7 通（21 件）
	郵送	2 通（7 件）
	ファクシミリ	5 通（22 件）
	持参	7 通（13 件）

#### 4 意見の内容と対応

パブリックコメントでいただいた意見については、計画（案）の趣旨に沿った意見、今後の施策・事業の推進にあたり参考としていく意見のほか、意見内容を反映したほうが計画（案）の内容がわかりやすくなる意見があったことから、「第3期川崎市男女平等推進行動計画」については、一部に御意見を反映して策定します。

##### 【御意見に対する対応区分】

- A：御意見を踏まえ、計画に反映させたもの
- B：御意見の趣旨が計画（案）に沿った意見であり、御意見の趣旨を踏まえ取組を推進するもの
- C：今後の施策を推進する中で、参考とするもの
- D：計画（案）に関する質問・要望の御意見であり、計画（案）の内容を説明するもの
- E：その他

##### 【御意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	計
(1) 計画（案）全般に関すること	3	10	3	1	0	17
(2) 目標Ⅰに関すること	2	7	2	3	1	15
(3) 目標Ⅱに関すること	1	3	2	6	1	13
(4) 目標Ⅲに関すること	1	5	3	7	0	16
(5) その他関連事項	0	0	0	0	2	2
合計	7	25	10	17	4	63

具体的な御意見の内容と市の考え方については、次ページ以降を御参照ください。

## 5 具体的な御意見の内容と市の考え方

### (1) 計画(案)全般に関すること

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	計画名は男女平等となっているが、事業内容は男女共同参画となっているのはなぜか。	男女平等かわさき条例における「男女平等」とは、性別による差別を受けることなく人権が尊重されることであり、その達成をめざす手段として、「男女共同参画社会の実現」を位置づけております。 御意見を踏まえ、第2期行動計画に記載している「『川崎市男女平等推進行動計画』について」の内容を第1章5ページに追記いたしました。	A
2	「男女共同」と言わなくても当然となっている川崎市になるよう、行動計画が実行されるよう期待する。	行動計画の推進に向け、年次報告の作成や男女平等推進審議会における評価を通じて、施策の進捗状況を適切に把握し、実効性ある計画になるよう取組を進めてまいります。	B
3	実効性ある計画になることを願う。		
4	第3期行動計画が実効性のあるものになるよう、予算の裏打ちと実施計画が必要であり、しっかりと進めてほしい。	本計画は市の今後の男女平等施策の基本的な方針を示したものであり、今後、新たな市の総合計画を策定する中で、具体的な取組について反映させてまいります。	D
5	第2期行動計画の柱から目標に変更されたのは分かりやすくよい。	行動計画に基づき、施策の推進に取組んでまいります。	B
6	プラン案に賛成だ。積極的に推進してほしい。(2件)		
7	7ページコラム3行目の「『配偶者』には、『事実婚』や生活の本拠を共にする交際相手を含みます。」とあるが、法律上の「配偶者」の定義としては適切ではないと思う。誤解を与えるので説明を直してほしい。	御意見を踏まえ、8ページコラム1「ドメスティック・バイオレンス(DV)とは」3行目を「『配偶者』には、婚姻の届け出をしていないいわゆる『事実婚』の関係にある者を含みます。」と改め、11行目に、法改正によって、生活の本拠を共にする交際相手についても法律が適用されることになった旨を記載しました。	A

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
8	男女共同参画社会という環境を作る上で、注釈が必要になるカタカナ用語が目立つので、出来るだけ平易な表現をしてほしい。	御意見の趣旨を踏まえ、目標Ⅰ 基本施策1 施策4「メディア・リテラシーの向上のための支援」を「情報を読み解き発信する力（メディア・リテラシー）の向上のための支援」としました。また、カタカナ語がすでに定着している用語については、カッコ内に平易な表現を追記し、「ワーク・ライフ・バランス」を「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」に、「ポジティブ・アクション」を「ポジティブ・アクション（積極的改善措置）」に、「インターンシップ」を「インターンシップ（就業体験）」としました。	A
9	第2期行動計画の柱Ⅳ「推進体制の充実」が消えて、第3期行動計画でどう反映されるかがわからない。庁内の推進体制だけでなく、すくらむネット、市民団体等なども組み込むべきだ。	本計画の推進体制については、すべての目標にかかわることから、目標の中にはなく47～48ページ「第3章 計画の推進について」に別途位置づけており、庁内の推進体制の他に市民、事業者との連携によって計画を実行するとしております。	B
10	ぜひ計画を推進してほしいと思う。庁内推進体制は目標の中に位置づいていないが、どのように考えればいいのか。	今後も、市民、事業者等と連携しながら男女平等施策を推進してまいります。	
11	計画について市民に周知徹底する上でも、市、公的機関、事業主、自治会等全体で取組み、市民が行動することが課題だ。	4ページ（4）「行動計画の基本的な考え方」に記載しておりますが、本計画の目標達成には今まで以上に市民や事業者等が互いに協働していくことが重要であると考えております。	B
12	現場の意識と実践が最も重要なので庁内だけではなく、公的機関や企業、団体、自治会等、実践の現場を拠点とした体制づくりが必要ではないか。	庁内の連携及び市、市民、事業者との連携については、「第3章 計画の推進について」に記載しており、今後も引き続きかわさき男女共同参画ネットワークや男女平等施策の拠点施設である男女共同参画センターを活用し、庁内だけではなく、実践の現場を拠点とした事業推進に取り組んでまいります。	B

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1 3	平等の定義には、基本的人権が根底にあり、性別だけでなく、年齢や障害等個々の人が守られて成立するべきだ。経済優先の社会にあつて弱者の声を聞き、個を大切に作る社会にしてほしい。	基本的人権の尊重を基本とした男女共同参画の推進については、目標Ⅰ 基本施策1「男女の人権の尊重」に掲げた施策等に位置づけ、取り組んでまいります。御意見の趣旨を踏まえ、計画の推進にあたっては、様々な場を捉え、市民の皆様の御意見を伺いながら取組を進めてまいります。	C
1 4	学校、地域、家庭、企業といったさまざまな場で自分の考えが述べられる状態を作れるよう当事者の声をよく聞き、施策に取り組んでほしい。		
1 5	市の計画は理念的なものなので、意識や価値観に変化をもたらすような具体的な取組に期待する。また、市だけでなく地域の意識改革の取組も大切だ。	計画に掲げた理念や施策を具体的に進めるための取組を、関係局と連携しながら進めてまいります。また、目標Ⅲ 基本施策1「地域における男女共同参画の推進」に位置付けられている事業を中心に、地域での取組を進めてまいります。	B
1 6	個々の項目データが不足している。可能な限り精緻な調査データを基にして、数値目標や施策の改善を行うようにすることが大事だ。	データを用いながら進捗状況を把握し、施策の進捗管理に反映してまいります。また、この結果は年次報告として公表してまいります。	C

## (2) 目標Ⅰに関すること

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1 7	目標Ⅰの理解、周知に向け公共機関、企業、団体、町内会・自治会との連携体制を整備する必要がある。	本計画の推進に向けては、市民、事業者、地域団体等との連携が重要だと考えております。2005（平成17）年に市、市民、事業者が一体となって男女共同参画を推進することを目的として、市域で活動する民間・地域団体等が加盟する「かわさき男女共同参画ネットワーク」を設立し、地域における男女共同参画の理解の促進に向けて、市民向け講演会や男女共同参画に関する取組の周知啓発を行っております。今後も引き続き連携を強化し、取組を推進してまいります。	B
1 8	人権尊重は性別や立場にかかわらずなされるべきで、すべての人の人権尊重を市が目標Ⅰに打ち出したのはよいと思う。	男女共同参画社会の実現に向け、男女の人権の尊重および男性・子どもにとっての男女共同参画を推進していくよう、今後も引き続き取組を進めてまいります。	B

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
19	男女平等、人権を守るためには、社会の慣習を見直すことが大切。すべての人の人権が尊重されるには、人間が生まれた時から始まるので、病院・産院等で働いている人が、特に男女平等の意識を持つことが大切で、そのような冊子等をつくり啓蒙してほしい。	基本施策1「男女の人権の尊重」において、人権教育・啓発の推進及び男女共同参画に関する生涯学習の推進を位置づけ、取組を進めてまいります。 男女平等についての理解を深めるため病院等への広報や冊子の配布等を検討し、周知に努めてまいります。	C
20	乳幼児に関する仕事をしている人への男女平等の働きかけは特に弱いと感じる。この分野への取組が必要と考える。		
21	男女に限定せず、性同一性障害など、すべての人に対する平等を進めてほしい。	17ページの事業2に記載しているとおり、性的マイノリティの人々の人権を尊重する取組を今後も引き続き推進してまいります。	B
22	性別による差別への取組も大切だが、性同一性障害の方の被害も視野に入れる必要があるのではないか。		
23	DVに関して、体格の大きな女性、小柄で腕力の弱い男性もいる中で、女性の人権のみに目を向けるのは、性差別だ。	DVやセクハラ等に関しては、女性のみならず男性の被害者も支援の対象となっております。しかし、DVやセクハラ等の背景には、固定的な性別役割分担意識があるものと考えられ、被害者の大多数が女性となっている現状を踏まえて、基本施策の表記は「女性に対する」としました。	D
24	基本施策2「女性に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援」となっているが、対象は女性だけなのか。男女平等ならば男性被害者もいるので、異性にすべきではないのか。		
25	基本施策2について、ストーカー対策についても触れたほうが良いのではないかと。	ストーカー行為についても、基本施策2「女性に対するあらゆる暴力」に含まれるものと考えておりますが、「ストーカー」という言葉の記載がありませんでしたので、19ページ2行目「DVやセクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春」のあとに、「ストーカー行為（つきまとい等）」を追記しました。	A
26	基本施策2 施策4 事業20、21について、性暴力の防止に対する意識を高めるためだけでなく、警察が対応すべき事項として捉えてもらうためにも、「性暴力・性犯罪」等の表現にしてはどうか。	性暴力の中には、性犯罪を含む広い意味で使用しています。しかし、「性暴力・性犯罪」という表現にすることで、性犯罪を含めた性暴力の防止への意識がより高まるとの御意見の趣旨を踏まえ、21ページの事業20、21の事業文言を「子どもに対する性暴力・性犯罪」と改めました。	A

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
27	男性が家庭や地域で役割を果たすのが当たり前になるよう、啓発や講座を実施してほしい。	男女共同参画を推進する上で、男性の男女共同参画の理解を深めることが重要であることから、本計画においては目標Ⅰ 基本施策3 施策1「男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進」を新たに位置づけ、取組を進めてまいります。	B
28	「家庭、地域のことは女性」「職場は男性」という認識を変えることが課題。男性が地域社会に参加しやすい環境づくりをしてほしい。	男女共同参画の推進のためには、固定的な性別役割分担意識を変えることが課題であると認識しております。そのため取組として男性が地域活動に参画できる環境づくりに向けて、事業24～26に長時間労働抑制への周知・啓発や男性の地域活動への参画を促進するための講座の実施などの事業を位置づけ、市民や事業者等と協働しながら取組を推進してまいります。	B
29	男性の地域社会への参加について、具体的な提案を望むとともに、行政と市民が協働して取組んでほしい。		
30	男女共同参画を推進するためには、中学・高校での家庭科教育の重要性が求められる。	中学・高校のカリキュラムについては男女共同参画に関わる教育内容だけではなく、学校全体の教育内容について定めた学習指導要領に則って行われているため、学校のカリキュラム等について本計画で触れることはできませんが、子どもにとっての男女共同参画の推進の重要性は認識しており、基本施策3 施策4「学校教育における男女共同参画に関する教育の推進」の事業において、小・中・高の児童生徒や保護者を対象とした男女共同参画についての学習等について取組を進めてまいります。	D
31	川崎市立の全日制高校で男性の家庭科教員を採用してほしい。	教員の採用については、川崎市教育委員会が定める基準に基づいて、適切に選考を行っています。今後、職員全体の中で性別による差がなく職員が登用されているかについても配慮してまいります。	E

(3) 目標Ⅱに関すること

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
3 2	第2期行動計画での数値目標の達成状況と課題の把握等を行い、今後の取組を強化することが必要。数値目標について、「2018年まで」とあるが、「2018年度」ではないのか？	第2期行動計画の達成状況や課題については、今後川崎市男女平等推進審議会において審議いただく予定となっております。また、数値目標の期間については、年と年度が混在していましたので、年度で統一し、修正を行いました。	A
3 3	目標Ⅱに働く場を設定したことは、働く者のまち・川崎には重要だ。働く権利については、教育の場において、中学・高校の公民を強化し学べるようにする必要はある。	中学校では社会科の公民的分野、高校では公民において、働く者の権利等について学ぶ機会を設けています。今後も学習指導要領に則り、適切に取組んでまいります。	E
3 4	基本施策1について、推進体制の充実が目標として入っていないが、すべての目標の中で優先的な順位として扱ってほしい。	4ページ(4)行動計画の基本的な考え方に記載しましたが、推進体制についてはすべての目標にかかわるので、47ページに別途「第3章 計画の推進について」として位置づけています。	B
3 5	基本施策1について、推進員の機能を活かした政策・方針決定過程への女性の参画推進の加速化を希望する。	川崎市男女共同参画推進員には、さまざまな機会をとらえて働きかけを行い、各局で政策・方針決定過程への女性の参画がより一層進むよう取組んでまいります。	B
3 6	数値目標について、審議会等の女性比率の引き上げはよいが、人材確保の工夫が必要だ。	女性の少ない分野への進路選択支援や政策・方針決定過程への女性の参画推進を支援する講座を実施するなど、人材育成に向けた取組を進めるとともに、人材確保については、庁内関連部署及び関係団体等と連携しながら女性も参加しやすい環境(場所・時間・子どもの一時預かり等)の工夫をし、女性比率向上に取り組んでまいります。	C
3 7	審議会の女性比率向上に伴う効果は、どのようなものか。	審議会等委員の女性比率を向上させることは、市政に対する多様な意見を反映させることにつながります。今後も引き続き女性比率の向上に向けた取組を進めてまいります。	D

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
38	<p>公契約において男女共同参画を推進している企業へのインセンティブを設けてはどうか。</p>	<p>2005（平成17）年度から本市独自の事業者の評価として「主観評価項目制度」を実施しており、その評価項目の一つとして2007（平成19）年度から男女共同参画の項目を設け、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している場合に、加点をしております。しかし、法律の改正により2011（平成23）年4月から一般事業主行動計画の策定・届出の義務づけ範囲が従業員301人以上の企業から101人以上の企業に拡大されたことにより、インセンティブとしての効果が薄れている状況にあります。御意見につきましては、入札契約制度改革を進める中で検討させていただきます。</p>	C
39	<p>非正規雇用の働き方では、賃金をはじめ、さまざまな労働条件の問題で、ワーク・ライフ・バランスにはならない。まず、市役所の内部から非正規の働き方をなくして、市内の企業の見本となるような姿勢を盛り込んでほしい。</p>	<p>ワーク・ライフ・バランスの推進においては、就労による経済的自立が可能な経済的基盤の確保とともに、多様な働き方を選択でき、かつ公正な処遇の確保や豊かな生活のための時間の確保等が必要と考えます。多様な就業ニーズに応じた就業支援を行いつつ、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保に向け、周知啓発を行ってまいります。</p> <p>職員の体制については、働き方が多様化していることも踏まえ、専門的な知識や技能、多様な経験等を有する人材を正規・非正規を問わず幅広く効果的に活用して、高度化・複雑化する市民ニーズにしっかりと対応していく必要があると考えております。また、非正規雇用職員の勤務条件等につきましては、社会状況の変化等を踏まえ、調査研究を進めてまいります。</p>	D

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
40	基本施策2について、女性の就業状況に関する調査をするだけでなく、雇用における性差別に対しても調査をし、判明したら取り締まりや注意も行うようにすべきだ。	個々の企業への取り締まりや注意を直接的に行うことは難しいと考えますが、御意見の趣旨を踏まえ、5年毎に実施している男女共同参画に関するアンケート等の調査項目の見直しを検討するなど、実態の把握に努めてまいります。 また、男女雇用機会均等法に基づいて、雇用における性差別についてはなくすべく、市内企業に向けて周知啓発の取組を進めているところです。今後も引き続き取組を進めてまいります。	D
41	ワーク・ライフ・バランスを推進する上で、まずは市役所内での子育て支援はどのようなものがあるのか。また、若い女性たちが仕事を続けられるような川崎市としての支援策はあるのか。	本市においては川崎市次世代育成支援特定事業主行動計画を策定し、子育て支援を行っております。計画に基づく取組として、管理者向け・男性職員向け研修やワーク・ライフ・バランスデーの実施、子育てハンドブックの作成・配布といった周知啓発を実施しています。また、育児休業復帰時面接や復帰支援プログラムを活用しながら、育児休業や時短勤務を取得しやすい環境づくりに努めているところです。 市としての支援策については、本計画の目標Ⅱ 基本施策3 施策2「育児・介護休業制度などの定着と利用促進」や施策4「子育て支援策の充実と保育サービス、放課後児童対策の充実」に位置づけ、取組を進めてまいります。	D
42	子育て支援の充実について、一般的な記述だけでなく、認可保育園を増やす方向を掲げてほしい。	本市の子育て支援については、第2期川崎市保育基本計画等において具体的な目標を定めるとともに、川崎市青少年プランに基づき事業推進に取り組んでいます。	D
43	児童の放課後を安全に保障するための方策の充実は、親にとっても子どもにとっても、人権の保障になるので、学童保育の復活の方向を打ち出してほしい。		
44	若く男女共同参画についての意識の高い男性を中心に講座の開催やコミュニティづくりをすることで、地域での横のつながりができ、男性の家庭参画や女性の社会進出が進み、子どもや高齢者を守るセーフティネットも構築できると考える。	男性が家庭生活や地域活動に参画できる環境づくりとして事業23、26等に男性の地域活動への参画を促進するための取組を位置づけております。講座やイベントの開催を通じて、今後も引き続き取組を進めてまいります。	B

(4) 目標Ⅲに関すること

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
45	目標Ⅲにも力を入れてほしい。地域にある資源や仕組みの活性化に向け、シニアが現役時代の知識や技術を活かせる場づくりが必要だ。	男女共同参画を推進する上で、地域における取組が重要であると考えております。御意見の趣旨を踏まえ、男女共同参画社会の形成に向けて、地域においてシニアが経験や知識を活かすための講座や世代間の交流を進めるための事業の実施についても検討してまいります。	C
46	男女共同参画を進める上で、世代間の希薄な関係が大きな問題だと考える。年代を超えて協働する施策と具体的な場づくりが切実に求められている。		
47	若い男性も呼びかけをすれば手を挙げる方も徐々に増えており、ぜひ市民と行政が協力できる体制を作っていけたらいいと思う。	男女共同参画センターにおいて、子育て世代の男性グループと協働し、パパのための育児支援講座やサロンを開催しています。今後も引き続き、市民と協働した事業に取り組んでいきます。	B
48	地域の防災で、女性の視点を入れるには防災会議への女性の参加が必要だと思うが、現状と具体的な対応策はどうなっているのか。	2013(平成25)年6月1日現在、川崎市防災会議の女性委員比率は7.8%(64名中5名)となっております。 内閣府男女共同参画局が策定した「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」においても、市町村防災会議の女性委員を高めることとされており、本市においても、地域の防災について女性の視点を入れることは重要なことだと考えております。 なお、本市の防災会議の委員につきましては、各事業者に委員の推薦を依頼する際に、女性委員の推薦をお願いするなど、女性参加の推進を図っているところです。	D
49	男女共同参画の拠点になる男女共同参画センターの位置づけをもっと明確にして、市民の中に浸透できるような計画にしてほしい。人権・男女共同参画室がもっと力をいれて運営するような方向が望ましい。男女共同参画センターの運営や企画にも、もっと気軽に参加できる方向性と魅力を作ることが大事だと思う。	男女共同参画センターにつきましては、男女平等かわさき条例において男女平等施策推進の拠点施設として定められており、本計画においては事業77「地域における男女共同参画の拠点として、市民や事業者と協働し、男女平等施策を推進します」に位置づけています。 男女共同参画センター事業の企画や運営にあたっては、学識者だけではなく、市民やNPO、地域の事業所などさまざまな方に参加していただいています。今後も引き続きこのような取組を推進してまいります。	B

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
50	基本施策1 施策4の男女共同参画センターの取組の推進については、行政、男女共同参画センター、かわさき男女共同参画ネットワークの連携強化を図るとともに、共通した男女共同参画の理念を活かした事業を実施してほしい。	47ページ(2)市、市民、事業者との連携による推進において記述している推進体制に基づき、今後とも男女共同参画センター及びかわさき男女共同参画ネットワークの連携を強化し、施策を推進してまいります。	B
51	基本施策1 施策4の男女共同参画センターの取組の推進については、集客や収益のみを意識せず、骨太の事業のシリーズ化や企画段階で多世代多業種の参加を基に行われるよう希望する。	男女共同参画センターの事業について、「女性の視点でつくるかわさき防災プロジェクト」など、単年度の事業ではなく、2年以上にわたって調査や講座の実施を行い人材を育成する事業等も行ってあります。また、企画にあたっては、学識者だけではなく、市民やNPO、インターンシップの学生などさまざまな立場の方に参加していただいています。今後も引き続きこのような取組を推進してまいります。	B
52	男女共同参画の活動拠点である男女共同参画センターにはホールがあるのだから、音楽や演劇を通じた活動や事業をするとよい。特に青少年が舞台創造活動を通じて男女共同参画の精神を育めるよう、財源と人材を確保してほしい。	本計画において、音楽や演劇を通じた活動や事業についての財源や人材の確保には触れてはおりませんが、男女共同参画センターにおいて、男女共同参画の意識を育み、男女共同参画社会の形成に寄与する取組を行っています。ホールについては、川崎市男女共同参画センター条例第2条の2において、「青少年の主体的な舞台芸術活動の促進に寄与すること」と定めており、ホールを活用した男女共同参画に資する活動については、協力して実施するなど取組を行っています。	D

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
5 3	<p>現在すくらむネット21がありますが、そこには市民グループが入っていない。市民との協働を大事にするなら、市民グループ、個人などともっと積極的につながれる方向性を掲げてほしい。</p>	<p>かわさき男女共同参画ネットワーク（すくらむネット21）は、複数の団体等を取りまとめている産業、教育、地域等さまざまな分野の民間・地域団体が加盟しています。地域の一員として「身の回りから」男女共同参画を推進することを目的に活動しており、各団体の取組を共有したり、国や市の取組状況を各団体に加盟する事業所や学校、町内会等に伝える役割を担っています。活動の趣旨から、個々の市民グループや個人の加盟は想定しておりませんが、市民との協働については、現在行っている男女共同参画センターの市民協働事業等を通じて、引き続き取組を進めてまいります。</p>	D
5 4	<p>基本施策2 様々な困難を抱える人については、被差別部落出身者、東南アジアや中国・朝鮮の人、風俗・ピンク産業従事者、ホームレスも保護すべきだ。</p>	<p>様々な困難を抱える人につきましては、基本施策2において進めていくとともに、人権施策全般において施策を推進してまいります。</p>	D
5 5	<p>事業63について、点検するだけでは不十分であり、点検し必要な改善をしますと方向性を明示すべきだ。</p>	<p>御意見を踏まえ、事業63の「設備等を点検します」という表現を「設備等を点検し、必要に応じて整備します」と修正いたしました。</p>	A
5 6	<p>計画内で「障害者」と表記しているが、「障がい」と表記しないのはなぜか。</p>	<p>本計画では、障害者自立支援法等の法律に則った表記をしております。</p>	D
5 7	<p>事業80について、障害者を犯罪や交通事故から守る「環境整備」とは何か抽象的でわかりにくい。ハード、ソフトともに必要だと思うが、もう少し具体的に明示すべき。</p>	<p>障害者を犯罪や交通事故から守り、家庭や地域で安心して暮らせる「環境整備」については、「かわさきノーマライゼーションプラン」において、ユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備等を施策として掲げ、道路や公共施設のバリアフリー化など、具体的な事業を位置づけ推進しているところです。また、「川崎市交通安全計画」においても、障害者に対する交通安全教育について定め、取組を進めています。今後とも引き続き関係局と連携しながら取組んでまいります。</p>	D
5 8	<p>事業81について、障害者が家庭や地域で安心して暮らせる「環境整備」の内容がわからない。安心して暮らすために何が不足しているのか、現状認識と対応策の具体的な記載を求める。</p>	<p>男女共同参画センターにおいて、パソコン講座や個別キャリア相談等、就職・再就職に関する講座・相談事業を行っております。御意見の趣旨を踏まえ、今後もさまざまな就労支援について、関係機関と連携しながら検討してまいります。</p>	C
5 9	<p>ニート、引きこもりはコミュニケーションが苦手な場合も多いので、外への就労支援よりも、IT等の在宅就労支援も検討してはどうか。</p>	<p>男女共同参画センターにおいて、パソコン講座や個別キャリア相談等、就職・再就職に関する講座・相談事業を行っております。御意見の趣旨を踏まえ、今後もさまざまな就労支援について、関係機関と連携しながら検討してまいります。</p>	C

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
60	H I Vや性感染症、薬物から子どもたちを守るための性教育も重視すべきだ。	御意見については、事業96に位置づけられており、今後も取組を推進してまいります。	B

(5) その他関連事項

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
61	就学前教育・学校教育における男女共同参画に関する教育の推進という施策の事業27、28に関連して、以下のことを国に働きかけてほしい。①中3の技術家庭科を週1時間から週2時間に増やす。②高校の家庭科を4単位に戻す。③私学への調査を行い、私立の中学・高校で家庭科をきちんと生徒に教えるようにしてほしい。	目標I 基本施策3 施策4にあるとおり、学校教育における男女共同参画が図られるよう、関係局と連携しながら取組を進めてまいります。 しかしながら、中学・高校のカリキュラムについては男女共同参画に関わる教育内容だけではなく、学校全体の教育内容について定めた学習指導要領に則って行われているため、本計画の趣旨に基づいての学校の授業数等についての国への働きかけは難しいと考えております。	E
62	市のホームページはバリアフリーが十分ではない。	御意見についてはホームページ担当課と情報を共有し、今後のホームページ改善への参考とさせていただきます。	E

## 川崎市男女平等推進行動計画 修正箇所対照表

意見 番号	修正 箇所	修正後	修正前
No.1	P. 5	「『川崎市男女平等推進行動計画』 について」の記述を追加しました。	記載なし。
No.7	P. 8	この「配偶者」には、婚姻の届出 をしていないいわゆる「事実婚」の 関係にあるものを含みます。	この「配偶者」には、婚姻の届出 をしていないいわゆる「事実婚」や <u>生活の本拠を共にする交際相手</u> を含 みます。
No.7	P. 8	また、2014（平成26）年1月3日 より法律名が「配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保護等に関する法 律」に改められ、 <u>生活の本拠を共に する交際相手からの暴力及びその被 害者についても法律の適用対象とな りました。</u>	また、2014（平成26）年1月3日 より法律名が「配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保護等に関する法 律」に改められました。
No.8	P. 2	川崎市DV被害者支援基本計画を 策定し計画に基づく施策の推進やワ ーク・ライフ・バランス（ <u>仕事と生活 の調和</u> ）についての意識の高まりと いった一定の成果が現れてきてい る分野もあります。	川崎市DV被害者支援基本計画を 策定し計画に基づく施策の推進やワ ーク・ライフ・バランスについての 意識の高まりといった一定の成果が 現れてきている分野もあります。
No.8	P. 11 P. 15 p. 18	目標 I 基本施策 1 施策 4 「 <u>情報 を読み解き発信する力</u> （メディア・ リテラシー）の向上のための支援」	目標 I 基本施策 1 施策 4 「メデ ィア・リテラシーの向上のための支 援」
No.8	P. 24 P. 39	事業 30 「男女平等の視点からイ ンターンシップ（ <u>就業体験</u> ）や体験 学習等を通じたキャリア形成を支援 します。」	事業 30 「男女平等の視点からイ ンターンシップや体験学習等を通じ たキャリア形成を支援します。」
No.8	P. 29	女性が雇用の場で活躍できるよ う、事業者へポジティブ・アクショ ン（ <u>積極的改善措置</u> ）の推進などを 積極的に働きかけるとともに職場で の啓発などを進めていく必要があり ます。	女性が雇用の場で活躍できるよ う、事業者へポジティブ・アクショ ンの推進などを積極的に働きかける とともに職場での啓発などを進めて いく必要があります。
No.25	P. 19	DVやセクシュアル・ハラスメン ト、性犯罪、売買春、 <u>ストーカー行 為</u> （つきまとい等）などは犯罪とな る行為をも含む重大な人権侵害であ り、被害者の多くは女性です。	DVやセクシュアル・ハラスメン ト、性犯罪、売買春などは犯罪とな る行為をも含む重大な人権侵害であ り、被害者の多くは女性です。

意見 番号	修正 箇所	修正後	修正前
No.26	P. 21	<p>事業20「子どもに対する性暴力・<u>性犯罪被害の防止に努めます。</u>」</p> <p>事業21「子どもに対する性暴力・<u>性犯罪の早期発見・早期対応に努めます。</u>」</p>	<p>事業20「子どもに対する性暴力被害の防止に努めます。」</p> <p>事業21「子どもに対する性暴力の早期発見・早期対応に努めます。」</p>
No.32	P. 25	2018（平成30）年度までに女性委員比率40%をめざし、審議会等の所管課へ参画の意識の働きかけを行うと同時に、民間団体や事業所への周知に努めます。	2018（平成30）年までに女性委員比率40%をめざし、審議会等の所管課へ参画の意識の働きかけを行うと同時に、民間団体や事業所への周知に努めます。
No.32	P. 26	2018（平成30）年度までに25%をめざし、管理職を含めさまざまな職員への研修等を通じて女性職員の職域拡大、登用を一層進めていきます。	2018（平成30）年までに25%をめざし、管理職を含めさまざまな職員への研修等を通じて女性職員の職域拡大、登用を一層進めていきます。
No.55	P. 34 p. 41 p. 43	事業63「バリアフリーやプライバシー保護の観点から、公共的施設の設備等を点検し、 <u>必要に応じて整備します。</u> 」	事業63「バリアフリーやプライバシー保護の観点から、公共的施設の設備等を点検します。」

## 第1章 計画の総論

### ●行動計画の目的

男女平等かわさき条例が規定する基本理念（図1）に基づく、男女平等施策の計画的かつ総合的な推進

### ●行動計画策定の背景

#### （国の動向）

社会及び経済情勢等を踏まえた、男女共同参画基本計画（第3次）の策定（平成22年度）

- ①女性の活躍による経済社会の活性化
- ②男性、子どもにとっての男女共同参画
- ③様々な困難な状況に置かれている人々の対応
- ④女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ⑤地域における身近な男女共同参画の推進

#### （本市の状況）

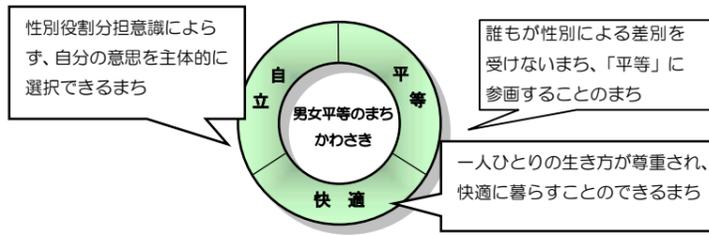
第1期・第2期行動計画において解決すべき課題として柱を設け、男女平等施策を推進

成果：DV被害者支援基本計画を策定し、体系的に支援施策を推進、ワーク・ライフ・バランスへの意識の高まり

課題：DV被害等の多様化・深刻化、政策・方針決定過程への女性の参画の少なさ

男女平等の視点を取り入れた防災の取組  
⇒依然として残る固定的な性別役割分担意識

図1 条例の理念実現のためのキーワード



### ●行動計画の基本的な考え方

・市民の暮らす生活の場を、3つの場で表わし、場面ごとに目標を設定

⇒課題の解決には、市民の暮らす様々な場面での取組が必要

例えば、政策・方針決定過程への女性の参画を進めるためには、働く場や地域での取組と共に、男性の男女共同参画の理解が必要であり、さまざまな場面への広がりや重なりを意識した取組が必要

⇒男女共同参画の考えを広く浸透させるためには、地域も含めた市民の暮らすあらゆる場面で男女共同参画の取組が必要

図2 市民の暮らす生活の場



目標Ⅰ 男女の人権尊重および男性・子どもにとっての男女共同参画の推進

（人権侵害防止のための教育、男性の家庭生活への参画支援）

目標Ⅱ 働く場における男女共同参画の推進

（政策・方針決定過程における女性の参画、多様な働き方の実現）

目標Ⅲ 地域で元気に暮らすための男女共同参画の推進

（男女がともに地域社会に参画することをめざす）

・新たな視点：男性や子どもにとっての男女共同参画の推進

：地域における男女共同参画の推進

### ＜第2期行動計画の取組状況と今後の課題＞

#### 柱Ⅰ 「女性の人権」の確立

取組：ドメスティック・バイオレンス（DV）に関する基本計画の策定及び支援施策の推進等

課題：DV被害等の多様化及び深刻化、人権侵害防止のための教育、啓発の必要性等 → 主な課題①

#### 柱Ⅱ 仕事と暮らしの支援

取組：男性の視点からの内容を盛り込んだ介護教室の開催等

課題：男性の育児休業、介護休業の取りにくさ、男性の家庭生活への参画が困難等 → 主な課題②

#### 柱Ⅲ 学習機会と情報の提供

取組：市民館における男女平等推進学習等講座の実施等

課題：より開かれた学習機会の提供等 → 主な課題③

#### 柱Ⅳ 推進体制の充実

取組：市防災計画の改定等に女性団体の参加等

課題：企業、地域活動などの政策・方針決定過程への女性の視点の取り入れ → 主な課題④

● 計画期間：2014（平成26）年度から2018（平成30）年度までの5年間

● 行動計画体系：別紙参照

## 第2章 3つの目標と9つの基本施策

### 目標Ⅰ 男女の人権尊重および男性・子どもにとっての男女共同参画の推進

男女の人権を尊重するとともに、重大な人権侵害である女性に対する暴力についても取組を進めていきます。また、男性やこれからの世代である子ども・若者世代に対して、男女共同参画の理解を進めるための取組も重要です。

- 基本施策
- 1 男女の人権の尊重 ←主な課題①、③を反映
  - 2 女性に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援 ←主な課題①を反映
  - 3 男性・子どもにとっての男女共同参画の推進 ←主な課題②を反映

### 目標Ⅱ 働く場における男女共同参画の推進

価値観や生き方の多様化に対応した就労支援や雇用環境の整備に一層取り組むことが重要であり、多くの男性が仕事を優先せざるを得ない現状において、仕事と生活の調和を可能にする多様な働き方についての普及・啓発に努めるとともに、様々な就業ニーズに柔軟に対応した就労支援を男女問わず行っていく必要があります。

- 基本施策
- 1 政策・方針の立案及び決定への女性の参画の推進 ←主な課題④を反映
  - 2 働く場における男女共同参画の推進
  - 3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 ←主な課題②を反映

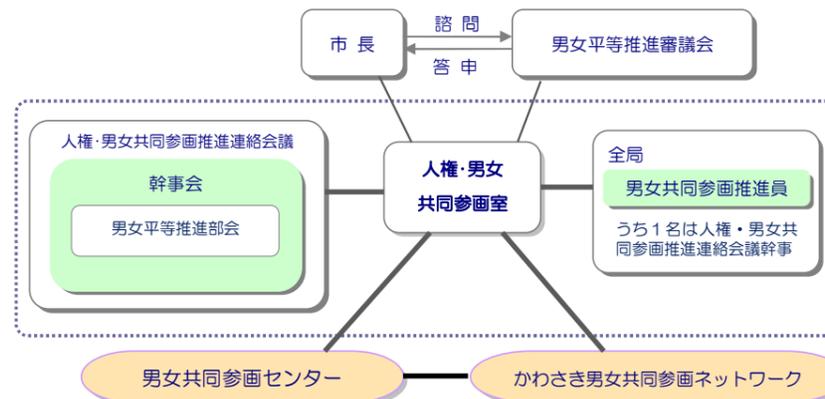
### 目標Ⅲ 地域で元気に暮らすための男女共同参画の推進

「地域」が抱える課題について、男女が協力して解決することは、地域が活性化し、男女共同参画社会の実現につながると期待されます。その課題の解決には住民同士が協働して対応することも必要であり、今後は、地域活動などの方針決定過程への女性の参画と、働く場だけではない男性の地域活動を促進していく必要があります。

- 基本施策
- 1 地域における男女共同参画の推進 ←主な課題③、④を反映
  - 2 様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備
  - 3 生涯を通じた健康支援

## 第3章 計画の推進について

計画の効果的な推進のために各局・室・区に男女共同参画推進員を配置し、計画の進捗管理を行うとともに、男女平等推進審議会や人権・男女共同参画推進連絡会議において、計画の点検・評価を行っています。



#### 男女平等推進審議会

市の男女平等施策に関して、調査・審議し、また、行動計画に基づく事業の進捗について点検・評価等を行う附属機関。学識経験者や市民公募委員等で構成。

#### かわさき男女共同参画ネットワーク

産業、教育、地域活動等の分野の市内民間団体が男女共同参画社会実現のために協力・連携（加盟団体数：44団体）

# 第3期川崎市男女平等推進行動計画 体系図

## 施策

### 3つの目標

### 9つの基本施策

I 男女の人権尊重および男性・子どもにとっての男女共同参画の推進

1 男女の人権の尊重

- (1) 人権教育・啓発の推進
- (2) 男女共同参画に関する生涯学習の推進
- (3) 男女共同参画の視点に立った広報・啓発活動の推進
- (4) 情報を読み解き発信する力（メディア・リテラシー）の向上のための支援
- (5) メディアにおける男女の人権尊重の促進

2 女性に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援

- (1) ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者支援の推進
- (2) セクシュアル・ハラスメントなどの防止と被害者支援の推進
- (3) 女性に対する性暴力や売買春などの根絶に向けた施策の推進
- (4) 子どもに対する性暴力の根絶に向けた施策の推進☆

3 男性・子どもにとっての男女共同参画の推進

- (1) 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進☆
- (2) 男性が家庭生活に参画できる環境づくり☆
- (3) 男性が地域活動に参画できる環境づくり☆
- (4) 就学前教育・学校教育における男女共同参画に関する教育の推進
- (5) 若者の将来を見通した自己形成や社会参画の促進☆
- (6) 児童生徒に対する情報教育の推進
- (7) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の支援

II 働く場における男女共同参画の推進

1 政策・方針の立案及び決定への女性の参画の推進

- (1) 審議会を含む市の政策・方針決定過程への女性の参画の推進
- (2) 女性職員の職域拡大、能力向上と登用の推進
- (3) 市の関係団体における女性職員の登用などの取組の促進
- (4) 企業などの方針決定過程への男女共同参画の促進
- (5) 地域活動における方針決定過程への女性の参画の促進

2 働く場における男女共同参画の推進

- (1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保☆
- (2) 職場における男女共同参画に関する教育の促進
- (3) 企業などの方針決定過程への男女共同参画の促進（再掲）
- (4) 多様な就業ニーズに対応した就業支援
- (5) 経営の主体となる女性の育成・支援
- (6) 科学技術・学術分野における男女共同参画の推進と女性の参画の拡大

3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- (1) ワーク・ライフ・バランスの意義についての理解の促進
- (2) 育児・介護休業制度などの定着と利用促進
- (3) 市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進
- (4) 子育て支援策の充実と保育サービス、放課後児童対策の充実
- (5) 介護支援事業の充実と介護サービス利用の促進
- (6) 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進（再掲）
- (7) 男性が家庭生活に参画できる環境づくり（再掲）
- (8) ひとり親家庭に対する支援の充実と自立などの促進☆

III 地域で元気に暮らすための男女共同参画の推進

1 地域における男女共同参画の推進

- (1) 地域活動における男女共同参画の促進
- (2) 地域活動における方針決定過程への女性の参画の促進（再掲）
- (3) 防災・まちづくり分野における男女共同参画の推進と女性の参画の拡大☆
- (4) 男女共同参画センターの取組の推進☆
- (5) 男性が地域活動に参画できる環境づくり（再掲）
- (6) 若者の将来を見通した自己形成や社会参画の促進（再掲）☆

2 様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

- (1) 高齢者が安心して暮らせる環境整備と自立した生活への支援☆
- (2) 障害者が安心して暮らせる環境整備と自立した生活への支援☆
- (3) 外国人市民に対する支援の充実と暮らしやすさに配慮したまちづくりの推進
- (4) 多文化共生意識の高揚☆
- (5) ひとり親家庭に対する支援の充実と自立などの促進（再掲）☆
- (6) 雇用環境の整備と貧困など様々な困難を抱える人々への対応
- (7) ニートやフリーターなどの状態にある者に対する就労・自立の促進☆
- (8) 介護支援事業の充実と介護サービス利用の促進（再掲）

3 生涯を通じた健康支援

- (1) 生涯を通じた男女の健康の保持増進対策の推進☆
- (2) 妊娠・出産などに関する健康支援☆
- (3) 更年期・高齢期の健康の保持増進のための支援☆
- (4) 性差医療の推進☆
- (5) 性と生殖に関する健康／権利に関する啓発の推進
- (6) 健康をおびやかす問題についての正しい知識の普及啓発の推進☆
- (7) 相談しやすい体制の整備☆

資料3

2014（平成26）年度～

2018（平成30）年度

第3期 川崎市男女平等推進行動計画  
～ かわさき☆かがやきプラン ～

## もくじ

### 第1章 計画の総論

1 概要	1
（1）行動計画の目的	1
（2）行動計画策定の経緯	1
（3）行動計画策定の背景	2
（4）行動計画の基本的な考え方	3
（5）行動計画の位置づけ	4
（6）計画期間	4
2 第2期行動計画の取組状況と今後の課題	5
3 第3期川崎市男女平等推進行動計画体系図	14

### 第2章 3つの目標と9つの基本施策

目標Ⅰ 男女の人権尊重および男性・子どもにとっての 男女共同参画の推進	16
目標Ⅱ 働く場における男女共同参画の推進	25
目標Ⅲ 地域で元気に暮らすための男女共同参画の推進	36

### 第3章 計画の推進について

1 推進体制	47
2 計画の点検・評価	49

### 資料

1 男女平等かわさき条例	52
2 川崎市男女平等推進審議会規則	54
3 川崎市男女平等推進審議会委員名簿	55
4 男女共同参画関連年表	56
5 男女共同参画社会基本法（抄）	58
6 女性差別撤廃条約（抄）	61

## 第1章 計画の総論

### 1 概要

#### (1) 行動計画の目的

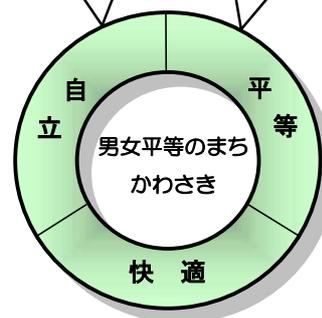
川崎市では、男女があらゆる場において男女平等にかかわる人権の侵害を受けることがなく、自立することができ、共に働き、学び、及び生活することができる快適で平和な男女共同参画社会<sup>1</sup>としての「男女平等のまち・かわさき」の実現をめざすため、2001（平成13）年10月に「男女平等かわさき条例」（以下「条例」という。）を施行しました。この条例で規定する基本理念に基づき、男女平等施策を計画的かつ総合的に推進することを目的として、行動計画を策定するものです。

#### 「条例の基本理念」

- 男女が共に職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場（以下「あらゆる場」という。）において、個人として自立し、自由に生き方を選ぶとともに、多様な生き方及び個性を互いに尊重し、責任を分かち合うこと。
- 男女が共にあらゆる場において、社会における制度、慣行、意識等に起因する性別による差別的取扱いを受けることがなく、人権が尊重されること。
- 社会のあらゆる分野における立案、決定その他の活動に男女が平等に参画する機会を確保し、個人が本来持っている能力を十分に発揮すること。
- 男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができること。
- 地域社会を構成するすべての者が、自らの意思と相互の協力により、積極的に男女平等を推進し、生活する者にとって快適な生活優先型社会を創造すること。

性別役割分担意識によらず、自分の意思を主体的に選択できるまち

誰もが性別による差別を受けないまち、「平等」に参画することができるまち



一人ひとりの生き方が尊重され、快適に暮らすことのできるまち

#### (2) 行動計画策定の経緯

条例第8条に基づき、川崎市男女平等推進審議会（以下「審議会」という。）による答申<sup>2</sup>と市民の皆様の御意見を尊重しながら、2004（平成16）年5月に「川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」（以下「第1期行動計画<sup>3</sup>」という。）を策定し、2009（平成21）年3月には更に取組を充実させ、推進していくために「第2期川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」（以下「第2期行動計画」という。）を策定しました。

<sup>1</sup> 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参加する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

<sup>2</sup> 問いに対して意見を述べること。「市長に一する」等。

<sup>3</sup> 市の基本的な目標と施策の方向性を示し、具体的な事業を体系づけたもの。

### (3) 行動計画策定の背景

わが国の社会情勢は大きく変化し、経済のグローバル化や情報化の進展、産業構造の転換などが進みました。社会全体では人口構成の少子高齢化が進み、総人口は減少に転じ労働力人口も減少しています。労働者の雇用環境も大きく変化し、正規・非正規労働による所得の格差が拡大するなどの傾向が見られ、未婚や少子化の原因にもなっています。また、単身世帯やひとり親世帯、高齢者世帯の増加といった家族構成の変化も生じています。このような変化は、私たちの暮らしや経済、地域などで様々な影響を及ぼしています。

国は、2011（平成 23）年に男女共同参画基本計画（第 3 次）を策定し、改めて強調している視点を以下のように挙げて取組を進めているところです。

- ①女性の活躍による経済社会の活性化
- ②男性、子どもにとっての男女共同参画
- ③様々な困難な状況に置かれている人々への対応
- ④女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ⑤地域における身近な男女共同参画の推進

川崎市のこれまでの行動計画においては、市や社会の状況を踏まえ計画の達成すべき課題を「柱」で示し、その下に「基本施策」を位置づけており、第 2 期行動計画では、以下の 4 つの「柱」を設け、男女平等施策の推進に取り組んできました。

- |               |
|---------------|
| 柱Ⅰ 「女性の人権」の確立 |
| 柱Ⅱ 仕事と暮らしへの支援 |
| 柱Ⅲ 学習機会と情報の提供 |
| 柱Ⅳ 推進体制の充実    |

第 1 期行動計画の策定から 10 年間にわたり男女平等施策に取組み、川崎市 DV 被害者支援基本計画を策定し計画に基づく施策の推進やワーク・ライフ・バランス<sup>4</sup>（仕事と生活の調和）についての意識の高まりといった一定の成果が現れてきている分野もあります。

しかし、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）については、配偶者等からの暴力以外にも、交際相手や元配偶者からの暴力など被害が多様化しており、生命にかかわるような事件も起きるなど、被害の深刻化も見られます。また、大震災を経て、男女共同参画の視点を取り入れた防災の取組について、地域で改めてその必要性が認識されているところです。更に、数値目標（35%）を設けて取組んできた行政機関における審議会等の女性委員比率は、30.2%と 20 政令指定都市中 14 位となっており（2012（平成 24）

<sup>4</sup> ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」を指す。

年度集計)、行政・企業等の管理職や自治会・町内会といった政策・方針決定過程の場における女性の参画も低いままです。

こうした課題の背景には、男性が外で働き、女性が家事、育児、介護を担う、あるいは男性が管理的な立場に立ち、女性が補佐的な役割をするという固定的な性別役割分担意識があります。(p.5 「2 第2期行動計画の取組状況と今後の課題」参照)

#### (4) 行動計画の基本的な考え方

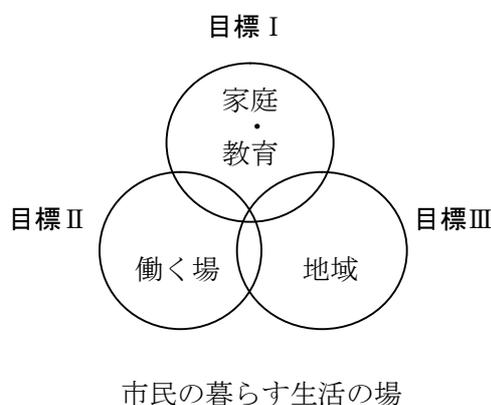
川崎市は国などの動向や第2期行動計画策定後の課題を踏まえて、「第3期川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」(以下「第3期行動計画」という。)の基本的な考え方を次のとおり整理しました。

これまでの行動計画では、解決すべき課題を「柱」で表わし、取組を進めてきましたが、依然として残る課題の解決のためには、市民の暮らす様々な場面での取組が必要です。

例えば、政策・方針決定過程への女性の参画を進めるためには、働く場や地域での女性の参画を進めるための制度づくりや支援が必要ですが、同時に、男性の長時間労働の解消や男性の男女共同参画への理解が不可欠です。

また、男女共同参画の考え方を広く浸透させるには、地域も含めた市民の暮らすあらゆる場面で男女共同参画の取組が必要です。

第3期行動計画では、市民の暮らす生活の場を「家庭・教育」、「働く場」、「地域」といった広がりや重なりのある3つの「場」と捉え、取組が様々な場面へ広がることや重なり合うことを意識し、場面ごとに目標を掲げました。



目標 I 男女の人権尊重および男性・子どもにとっての男女共同参画の推進

目標 II 働く場における男女共同参画の推進

目標 III 地域で元気に暮らすための男女共同参画の推進

「家庭・教育」の場では、人権教育の推進や、DVやセクシュアル・ハラスメント<sup>5</sup>など性に基づく人権侵害の根絶に引き続き取組みます。また、固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、女性への働きかけだけではなく、共に社会を担う男性に対する積極的な働きかけを行うとともに、次世代を担う子どもにも男女共同参画の理解を促進することを新たに目標

<sup>5</sup> いわゆるセクハラ。性的嫌がらせ、特に、職場等で行われる性的、差別的な言動をいう。

に位置づけ、取組を進めます。

「働く場」では、政策・方針決定過程における女性の参画の促進や男女ともに多様な働き方の実現をめざします。

「地域」においては、男女が共に地域社会に参画することをめざすとともに、様々な困難を抱える人が安心して暮らせる地域づくりへの取組を進めます。特に、これまであまり意識されてきたとはいえない「地域」における男女共同参画の視点は、貧困、介護の他、大震災を経て防災などの課題に対応する上で重要性が増しているため、今回、目標にその視点を取り入れました。(p.12 コラム3『男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針』とは)参照)

3つの場面で進めていく取組の中で、それぞれの場面にまたがるものや重なるものは、再掲という形で、それぞれの目標に重複して位置づけています。(p.14 体系図参照)また、第2期行動計画で課題として「柱」に位置づけていた推進体制については、すべての場面にかかわるので、目標ではなく「第3章 計画の推進について」として位置づけ直しました。

以上のような第3期行動計画の目標の達成には、行政だけではなく、今まで以上に市民や事業者が互いに協働<sup>6</sup>していくことが重要です。

#### (5) 行動計画の位置づけ

第3期行動計画は、条例第8条に基づき定めるもので、国の「男女共同参画社会基本法」第14条の「都道府県男女共同参画計画等」に相当します。

また、市の新総合計画「川崎再生フロンティアプラン<sup>7</sup>」の第3期実行計画においては、基本政策Ⅲ「人を育て心を育むまちづくり」－基本方向5「人権を尊重し共に生きる社会をつくる」－基本施策(2)「男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進」－施策課題①「男女共同参画社会の形成」に位置づけられます。この新総合計画のほか、市の各行政計画<sup>8</sup>との整合性を図りながら推進していきます。

#### (6) 計画期間

第1期行動計画、第2期行動計画の計画期間(5か年)を継承し、第3期行動計画は、2014(平成26)年度から2018(平成30)年度までとしますが、社会経済状況の急激な変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

---

<sup>6</sup> 異なる特性を持つ主体同士が共通の目標に向かい、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重し対等な関係に立って協力すること。

<sup>7</sup> 川崎市が進めるまちづくりの基本方針として策定した新総合計画。10年程度の計画である「まちづくりの基本目標を定めた基本構想」と、まちづくりの基本目標の実現に向けた具体的な施策を明示した3か年の「実行計画」の2層構造となっている。

<sup>8</sup> 行政権が一定の公の目的のために目標を設定し、その目標を達成するための手段を総合的に提示するもの。

## 「川崎市男女平等推進行動計画」について

川崎市では、2001（平成13）年に「条例」を策定するにあたり、それまで「かわさき男女平等推進プラン」に基づいて様々な取組を進める中で永く市民と共に大切にしてきた「男女平等」という言葉を尊重し、「男女平等かわさき条例」という名称にしました。

「男女平等」とは、性別による差別を受けることなく人権が尊重されることであり、その達成をめざす手法として、「男女共同参画社会の実現」を位置づけました。

「男女共同参画社会」とは、男女が対等なパートナーとして、自らの意思により社会のあらゆる分野に参画することで個性と能力を発揮し、かつ、共に責任を担うべき社会です。

川崎市は、「男女平等のまち・かわさき」をめざすため、男女共同参画社会の実現に向けた具体的な目標や全庁的な取組を位置づけて「男女平等推進行動計画」を策定しました。

## 2 第2期行動計画の取組状況と今後の課題

第2期行動計画については、毎年、計画に位置づく事業の所管課及び全局室区に設置した男女共同参画推進員（以下「推進員」という。）から施策の取組状況について報告を受け、その結果を年次報告書としてまとめ、公表してきました。これを基に、次に掲げる取組状況と課題を整理し、引き続き取組が必要な事項については第3期行動計画に反映しました。

### 柱Ⅰ 「女性の人権」の確立

#### 取組状況

- 「川崎市DV被害者支援基本計画」を2010（平成22）年に策定しました。以後、この計画に基づき、警察、医師会、法務局、県等関係機関やDV被害者支援団体、庁内関係各課等と連携し、DV被害者支援施策の充実に努めました。
- 2010（平成22）年に性同一性障害に関する相談窓口を整備し、定期的に庁内連絡会を実施しました。
- 外国人女性への支援として、外国語版母子手帳の交付や多言語による広報を実施しました。また、外国人市民向けの育児講座や子育てグループについての情報提供を通じて、外国人市民同士の交流支援を行いました。

#### 課題

DVについては、法による保護の対象となっている配偶者等からの暴力以外にも、交際相手との間の暴力（デートDV）や元交際相手、元配偶者からのストーカー被害など、被害が多様化しており、生命にかかわる重大な犯罪につながる事件も後を絶ちません。（表1参照）

また、働く場において、セクシュアル・ハラスメントだけではなく、パワー・ハラスメント<sup>9</sup>も深刻な問題となっています。（表2参照）

これらの人権侵害につながる行為を防止するためには、学校や家庭、職場など様々な場面で人権が尊重されるための教育や啓発が必要です。



### 第3期 行動計画 への反映

- 人権教育・啓発の推進（目標Ⅰ－基本施策1）
- ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者支援の推進（目標Ⅰ－基本施策2）

<sup>9</sup> 職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えること。

表1

DVIに関する相談件数

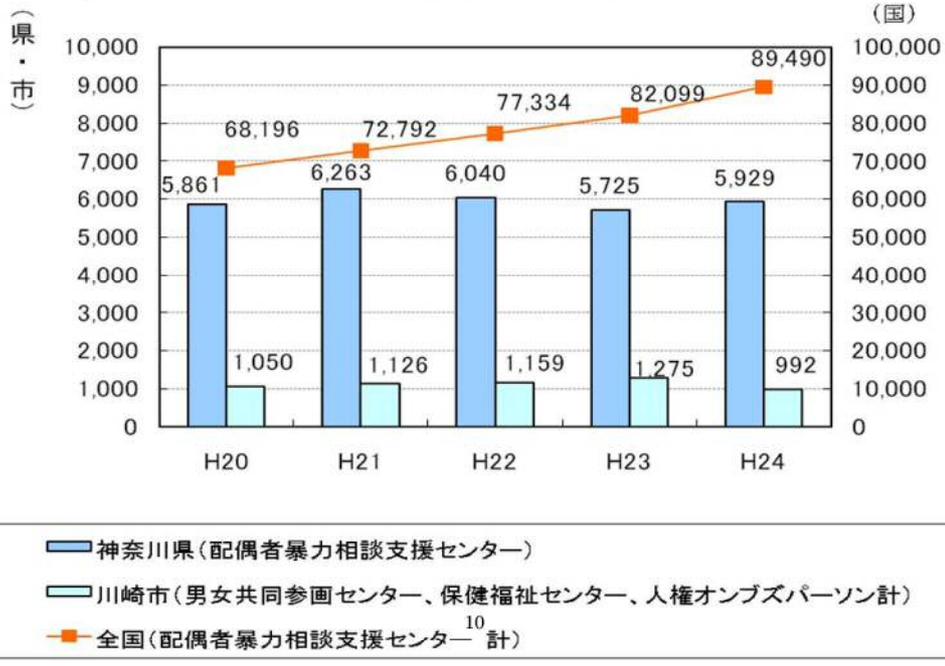
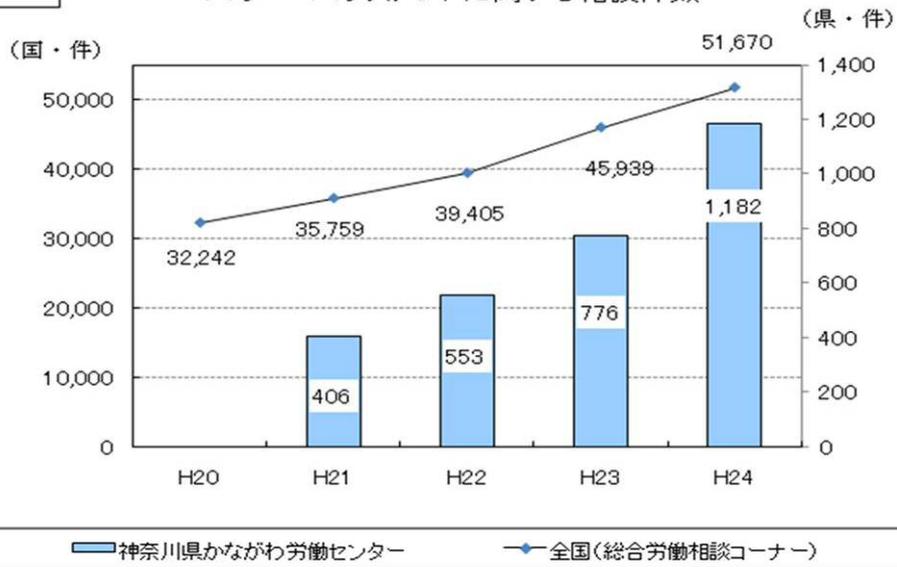


表2

パワー・ハラスメントに関する相談件数



\* かながわ労働センターのパワー・ハラスメント件数は、平成21年度から計上

出典 平成24年度個別労働紛争解決制度施行状況(内閣府)、平成24年度神奈川県労働相談の概況

<sup>10</sup> 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための相談・支援機関。

## コラム1 ドメスティック・バイオレンス（DV）とは

ドメスティック・バイオレンス（DV：domestic violence）とは、日本語に直訳すると「家庭内暴力」となりますが、「配偶者からの暴力」の意味で使われることが一般的と言われています。この「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」の関係にあるものを含みます。男性、女性の別を問いません。また、離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。）も引き続き暴力を受ける場合を含みます。

2001（平成13）年4月に制定された「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）では、「ドメスティック・バイオレンス（DV）」という言葉は配偶者、親子、兄弟等からの暴力と人によって異なった意味で受け取られる恐れがあるため、「配偶者からの暴力」という言葉を使用しています。

また、2014（平成26）年1月3日より法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められ、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても法律の適用対象となりました。

本市では法整備後、ドメスティック・バイオレンス（DV）という言葉が一般的に定着してきたこと、市民にとっても覚えやすいことから「配偶者からの暴力」を「ドメスティック・バイオレンス（DV）」とすることとします。



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

## 柱Ⅱ 仕事と暮らしへの支援

### 取組状況

- 介護を必要とする市民を対象として介護教室や介護者の交流会の実施など、各区の状況に応じた介護支援事業を実施しました。事業実施の際には、男性の視点からの内容も盛り込み、男性も参加しやすいように配慮しました。
- ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、九都県市<sup>11</sup>共同でワーク・ライフ・バランス実践の日を設け、各都県市職員が率先して一斉定時退庁を実施しました。
- 市役所において、2010（平成22）年に短期の介護休暇を新設し、2011（平成23）年から非常勤嘱託員についても育児休業、部分休業、介護休暇制度を導入しました。

### 課題

「仕事と生活の調和」を意味するワーク・ライフ・バランスについては、アンケートを見ても、半数の人が「聞いたことがある」と答えています。言葉の内容まで知っているという人は、21.7%にとどまっています。（表3参照）また、同じアンケートの中で、男性の育児休業や介護休業の取得についての考え方を見てみると、男性の育児休業については、「取ることは賛成だが、現実的には取りづらいと思う」と答えた人が63.9%にのぼっています。同じく、介護休業についても、58.4%の人が、男性が取得することについて、「取ることは賛成だが、現実的には取りづらい」という結果も出ています。

男性も女性も、ワーク・ライフ・バランスへの関心が高まっており、また、男性の家事や育児参加について積極的に考える人が増えてきています。しかし、有給休暇の取得状況を見ても、周囲の理解が得られなかったり、長時間労働の解消がなされていないために、家庭生活に参加したくてもできない現状があることがわかります。（表4参照）

今後は、男性を対象とした支援を行っていくとともに、育児休業や介護休暇など制度の利用促進の取組を進め、多様な就業ニーズに対応できる仕組みづくりをしていくことが重要です。



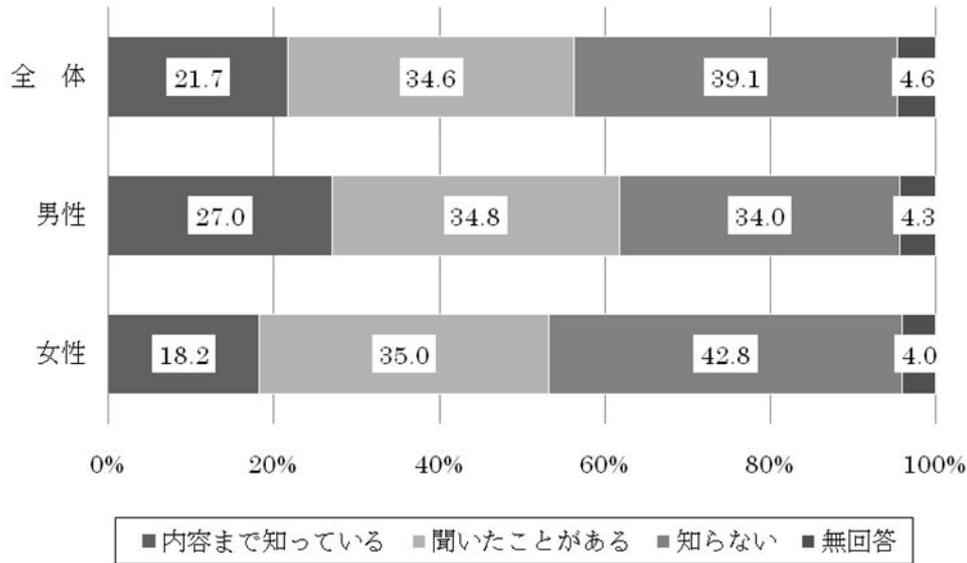
### 第3期 行動計画 への反映

- 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進・男性が家庭生活に参画できる環境づくり・男性が地域活動に参画できる環境づくり（目標Ⅰ－基本施策3）
- 育児・介護休業制度などの定着と利用促進（目標Ⅱ－基本施策3）
- 子育て支援策の充実と保育サービス、放課後児童対策の充実（目標Ⅱ－基本施策3）

<sup>11</sup> 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市。

表3

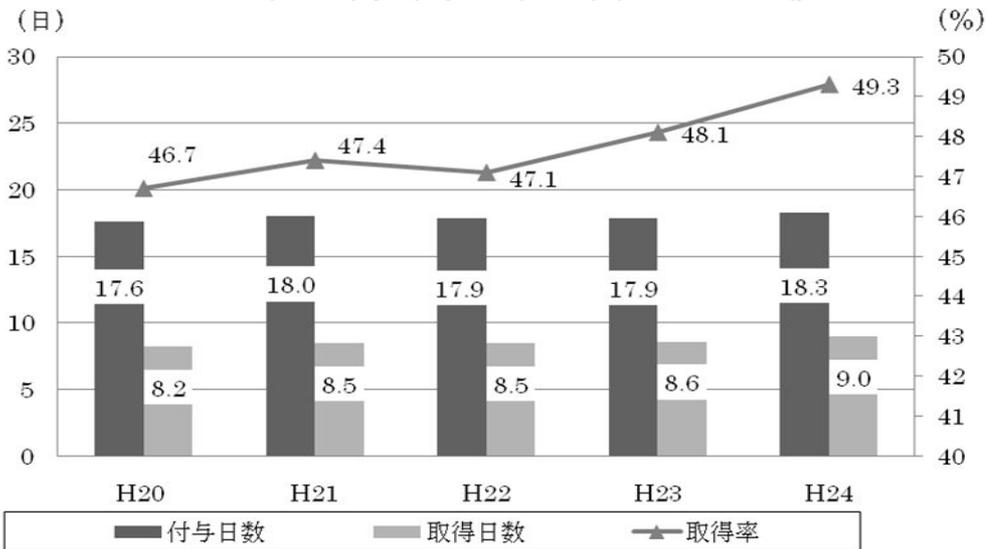
「ワーク・ライフ・バランス」の認知度



出典 平成24年度かわさき市民アンケート報告書

表4

全国の年次有給休暇の取得率等の推移



出典 平成24年就労条件総合調査（厚生労働省）

### 柱Ⅲ 学習機会と情報の提供

#### 取組状況

- 市内の各市民館において、広く市民を対象として様々な男女平等推進学習を実施しました。
- 表現の手引き<sup>12</sup>に則り、男女平等の視点に配慮して、市の広報資料を作成しました。
- 男女共同参画に関連した情報について、市ホームページ及び男女共同参画センターホームページへ掲載したほか、男女共同参画センターメールマガジン及び紙媒体による通信の発行など、多様な媒体を通じた情報発信を行いました。

#### 課題

情報を発信したり、情報を得るための方法として、従来のホームページやメールだけではなく、即時性や双方向性の高いSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）<sup>13</sup>など多様な媒体が登場しており、携帯端末を利用して、いつでもどこでも情報にアクセスできる時代になっています。そうした中、新しい媒体を効果的に利用し、必要な人に必要な情報が的確に届くような情報発信が必要となります。

また、男女平等推進学習の実施や男女共同参画センターを拠点とした講座・セミナーの実施など、従来から行っている参加型の事業についても継続して行い、参加者自らがテーマを提案するなど、より開かれた学習機会を提供することが重要です。



#### 第3期 行動計画 への反映

- 男女共同参画に関する生涯学習の推進（目標Ⅰ－基本施策1）
- 情報を読み解き発信する力（メディア・リテラシー）の向上のための支援（目標Ⅰ－基本施策1）
- 男女共同参画センターの取組の推進（目標Ⅲ－基本施策1）

<sup>12</sup> 人権・男女共同参画室作成『男女平等の視点からの公的広報の作成に関する表現の手引』を指す。

<sup>13</sup> 友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とする、コミュニティ型のサービスのこと。

## 柱Ⅳ 推進体制の充実

### 取組状況

- 男女共同参画センターにおいて、市民活動団体等と協働し、男女共同参画に関する講座や調査・研究事業を実施しました。
- 市役所において、育児休業者職場復帰支援プログラムの導入や「職員子育て応援ハンドブック」の作成・配布を通じ、職員の仕事と子育ての両立を支援しました。
- 市防災計画の改定や市防災会議への女性団体代表者の参加など、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備に努めました。
- 市における申請書類等を点検し、不必要な性別表記を削除しました。
- 男女共同参画推進員を全局室区に配置するとともに、毎年度、行動計画の進捗状況をまとめた年次報告書を作成し、公表しました。

### 課題

国は、社会のあらゆる分野において、2020（平成32）年までに指導的地位に占める女性の割合を少なくとも30%程度とする目標を設定しており、川崎市においても、企業や地域活動の場、市役所などあらゆる場面において、政策・方針決定過程への女性の参画を進めることを目標にしています。（p.12 コラム2「2020年30%の目標とは」参照）

目標達成のためには、市の審議会等<sup>14</sup>委員への女性の参画の促進や管理職への女性の登用にに向けた取組を引き続き行っていく必要があります。

また、東日本大震災を契機に、防災やまちづくりにおける女性の視点の必要性が社会的に認識されるようになりました。防災やまちづくりといった、これまで男性が中心的な役割を占め、女性の参画が進んでいなかった分野についても、女性の視点を取り入れ、女性も男性も暮らしやすいまちづくりを推進することが重要です。



### 第3期 行動計画 への反映

- 政策・方針の立案及び決定への女性の参画の推進（目標Ⅱ－基本施策1）
- 防災・まちづくり分野における男女共同参画の推進と女性の参画の拡大（目標Ⅲ－基本施策1）

<sup>14</sup>「川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱」に定める審議会等とは、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関、地方自治法第174条の規定に基づく専門委員、要綱等に基づき設置された協議会等のこと。具体的には、市の施策の推進に関する重要な事項について、市長の諮問に応じ、調査審議する審議会等を指す。

審議会等委員の女性比率向上のため、同要綱に基づき、審議会等委員の選任にあたっては、委員が確定する前に、市民・こども局長と事前協議を行うこととなっている。

## コラム2 2020年30%の目標とは



男女共同参画  
シンボルマーク

国は、国連ナイロビ将来戦略勧告で示された国際的な目標である30%の目標値を踏まえ、「社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位（※）に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標（2003（平成15）年男女共同参画推進本部決定）を達成するため、女性の参画を拡大する施策を推進し、関係機関への情報提供・働きかけ・連携を行っています。

※「指導的地位」とは、（1）議会議員、（2）法人・団体等における課長相当職以上の者、（3）専門的・技術的な職業の内特に専門性が高い職業に従事する者。

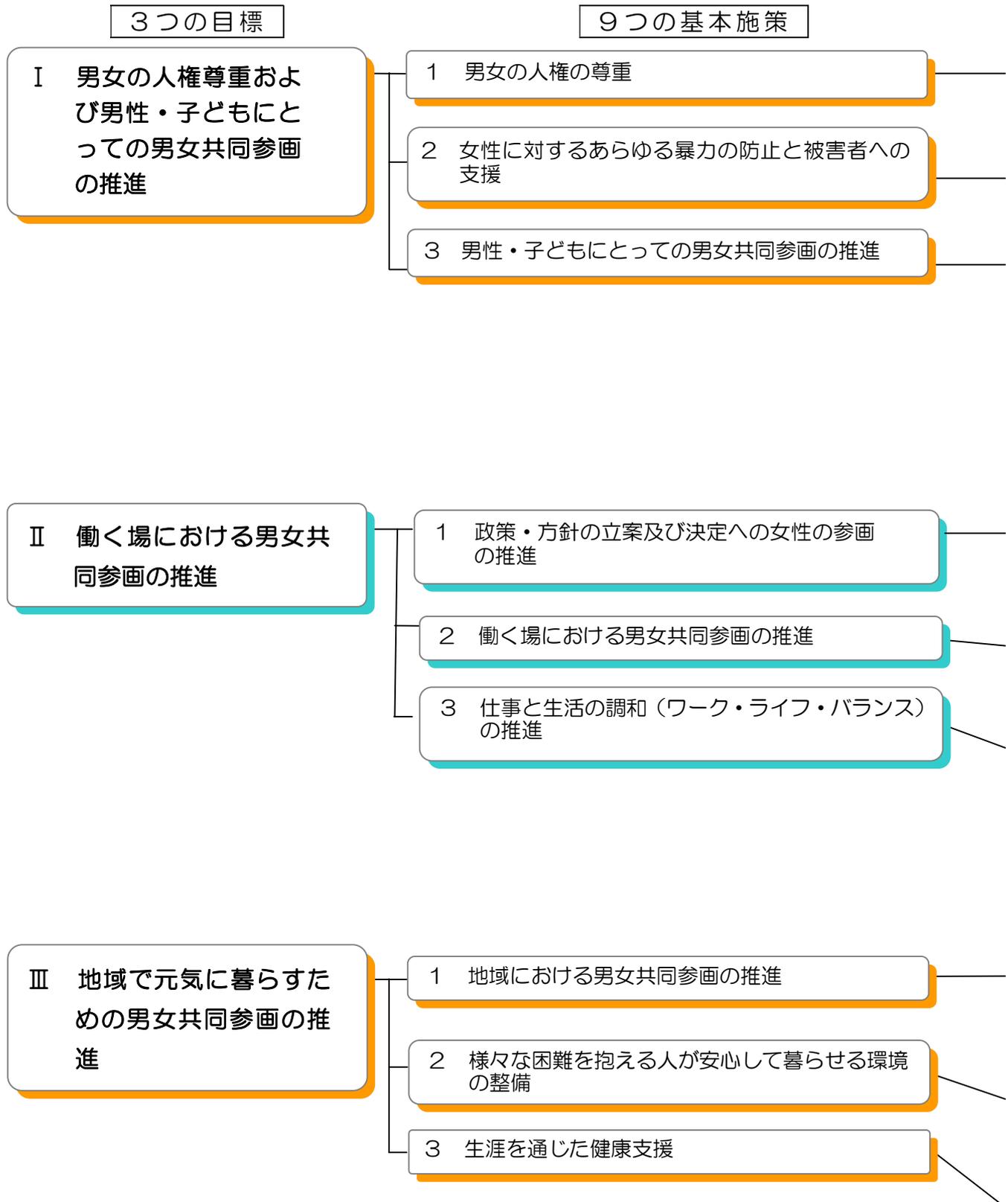
## コラム3 「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」とは

国は、東日本大震災を含む、過去の災害対応における経験を基に、男女共同参画の視点から、必要な対策・対応について、予防、応急、復旧・復興等の各段階において地方公共団体が取組む際の基本的事項を示した指針を作成しました（2013（平成25）年5月）。

東日本大震災においては、避難所によっては、衛生用品（生理用ナプキン等）の生活必需品が不足したり、授乳や着替えをするための場所がなかったり、「女性だから」ということで当然のように食事準備や清掃等を割り振られたりしたところも見られました。

「災害リスク軽減」（災害が起こる前に、災害に対する脆弱性や災害リスクの軽減を目的とした対策を講じる、もしくは、自然現象による悪影響や被害を防ぐ、または最小限にすることを目的とした対策を講じる）という概念とともに、災害に強い社会の構築には、男女共同参画社会の実現が不可欠であることが強調されています。

### 3 第3期川崎市男女平等推進行動計画 体系図



## 施策

- (1) 人権教育・啓発の推進
- (2) 男女共同参画に関する生涯学習の推進
- (3) 男女共同参画の視点に立った広報・啓発活動の推進
- (4) 情報を読み解き発信する力（メディア・リテラシー）の向上のための支援
- (5) メディアにおける男女の人権尊重の促進

- (1) ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者支援の推進
- (2) セクシュアル・ハラスメントなどの防止と被害者支援の推進
- (3) 女性に対する性暴力や売買春などの根絶に向けた施策の推進
- (4) 子どもに対する性暴力の根絶に向けた施策の推進☆

- (1) 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進☆
- (2) 男性が家庭生活に参画できる環境づくり☆
- (3) 男性が地域活動に参画できる環境づくり☆
- (4) 就学前教育・学校教育における男女共同参画に関する教育の推進
- (5) 若者の将来を見通した自己形成や社会参画の促進☆
- (6) 児童生徒に対する情報教育の推進
- (7) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の支援

- (1) 審議会を含む市の政策・方針決定過程への女性の参画の推進
- (2) 女性職員の職域拡大、能力向上と登用の推進
- (3) 市の関係団体における女性職員の登用などの取組の促進
- (4) 企業などの方針決定過程への男女共同参画の促進
- (5) 地域活動における方針決定過程への女性の参画の促進

- (1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保☆
- (2) 職場における男女共同参画に関する教育の促進
- (3) 企業などの方針決定過程への男女共同参画の促進（再掲）
- (4) 多様な就業ニーズに対応した就業支援
- (5) 経営の主体となる女性の育成・支援
- (6) 科学技術・学術分野における男女共同参画の推進と女性の参画の拡大

- (1) ワーク・ライフ・バランスの意義についての理解の促進
- (2) 育児・介護休業制度などの定着と利用促進
- (3) 市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進
- (4) 子育て支援策の充実と保育サービス、放課後児童対策の充実
- (5) 介護支援事業の充実と介護サービス利用の促進
- (6) 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進（再掲）
- (7) 男性が家庭生活に参画できる環境づくり（再掲）
- (8) ひとり親家庭に対する支援の充実と自立などの促進☆

- (1) 地域活動における男女共同参画の促進
- (2) 地域活動における方針決定過程への女性の参画の促進（再掲）
- (3) 防災・まちづくり分野における男女共同参画の推進と女性の参画の拡大☆
- (4) 男女共同参画センターの取組の推進☆
- (5) 男性が地域活動に参画できる環境づくり（再掲）
- (6) 若者の将来を見通した自己形成や社会参画の促進（再掲）☆

- (1) 高齢者が安心して暮らせる環境整備と自立した生活への支援☆
- (2) 障害者が安心して暮らせる環境整備と自立した生活への支援☆
- (3) 外国人市民に対する支援の充実と暮らしやすさに配慮したまちづくりの推進
- (4) 多文化共生意識の高揚☆
- (5) ひとり親家庭に対する支援の充実と自立などの促進（再掲）☆
- (6) 雇用環境の整備と貧困など様々な困難を抱える人々への対応
- (7) ニートやフリーターなどの状態にある者に対する就労・自立の促進☆
- (8) 介護支援事業の充実と介護サービス利用の促進（再掲）

- (1) 生涯を通じた男女の健康の保持増進対策の推進☆
- (2) 妊娠・出産などに関する健康支援☆
- (3) 更年期・高齢期の健康の保持増進のための支援☆
- (4) 性差医療の推進☆
- (5) 性と生殖に関する健康／権利に関する啓発の推進
- (6) 健康をおびやかす問題についての正しい知識の普及啓発の推進☆
- (7) 相談しやすい体制の整備☆

## 第2章 3つの目標と9つの基本施策

### 目標Ⅰ 男女の人権尊重および男性・子どもにとっての男女共同参画の推進

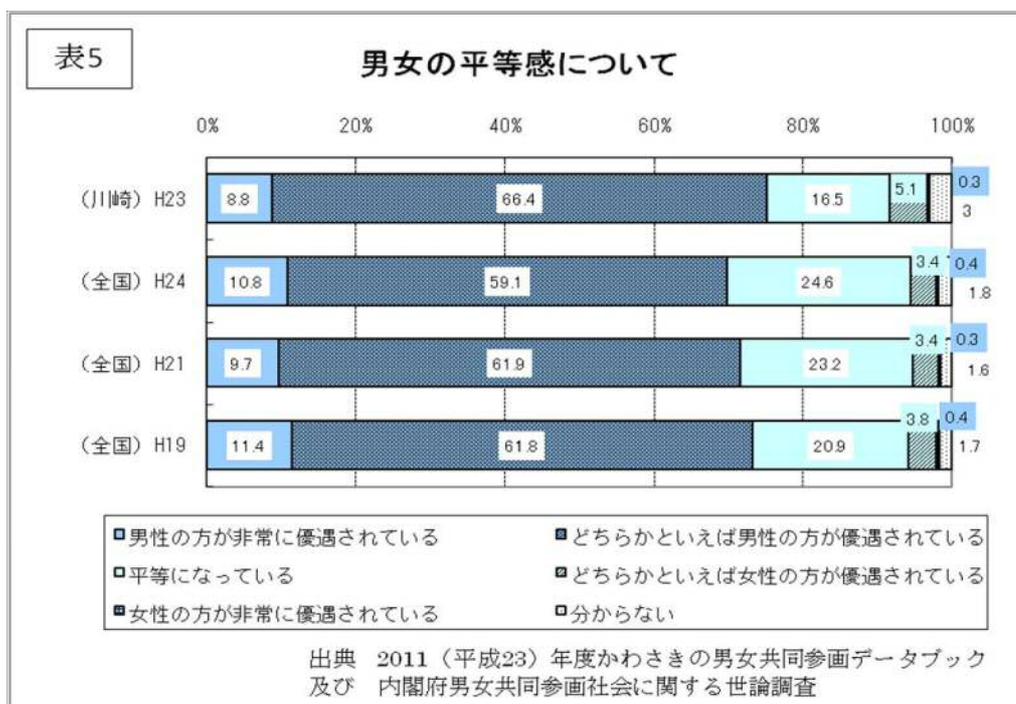
男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題です。男女の個人としての尊厳が重んじられ、個人としての能力を発揮する機会が確保されることは、女性にとっても男性にとっても暮らしやすい社会の形成につながります。

男女の人権を尊重するとともに、男女が平等でお互いの尊厳を重んじつつ対等な関係づくりを進める上で、重大な人権侵害である女性に対する暴力についても取組を進めていきます。

また、男性やこれからの時代を担う子ども・若者世代に対して、男女共同参画の理解を深めることは、今後の社会全体における男女共同参画を進める上で重要です。

#### 基本施策1 男女の人権の尊重

男性も女性もお互いの人権を尊重し合い、一人ひとりが個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画するためには、男女共同参画に対する認識を深め、定着させることが重要です。家庭や教育の場で基本的な人権の理念を学び、男女が対等なパートナーとして責任を分かち合い、個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、教育・啓発活動を一層充実させる必要があります。



男女平等について「男性優遇」（男性の方が非常に優遇されている＋どちらかといえば男性の方が優遇されている）と感じている割合は、75.2%となっています。

☆……第3期行動計画に新たに位置づけ取組を進める施策  
 ○……第3期行動計画に新たに位置づけ取組を進める事業

施策1 人権教育・啓発の推進		
事業番号	事業	所管局
1	性に基づく人権侵害に対する周知を実施します。	市民・こども局、教育委員会
2	性的マイノリティ <sup>15</sup> の人々の人権を尊重する視点から啓発活動を実施します。	市民・こども局、健康福祉局
3	男女平等にかかわる人権侵害に対する人権オンブズパーソン <sup>16</sup> の相談・救済制度等について、広報を実施します。	市民オンブズマン事務局
4	「男女平等推進週間 <sup>17</sup> 」等の事業を実施します。	市民・こども局
5	男女平等についての理解を効果的に深めるために、市のあらゆる施設を積極的に活用した広報を実施します。	市民・こども局、教育委員会

施策2 男女共同参画に関する生涯学習の推進		
事業番号	事業	所管局
6	家庭・地域教育学級等における男女平等推進研修に市民講師等の紹介を行います。	市民・こども局、教育委員会
7	市民・市民グループが男女平等推進の視点を持つことができるような学習機会の提供や人材育成及び情報提供を行います。	市民・こども局、教育委員会
8	教育文化会館・市民館において、「男女平等推進学習」の講座や情報提供の実施、学習スペースの確保等を通じて、市民の男女平等に関する学習機会を提供します。	教育委員会

<sup>15</sup> 性同一性障害（生物学上の性別と本人が自認する性別が異なる）、同性愛（性的な魅力を感じる性別が同性である）、インターセックス（外性器・内性器・内分泌系・性染色体などが、典型的とされる「男性」もしくは「女性」と異なる）などの性的少数者を指す。

<sup>16</sup> 子どもの権利の侵害と男女平等にかかわる人権の侵害に関する相談・救済の機関。救済申立てに対して調査・調整を行い、市の機関への意見表明や是正勧告、意見の公表などを行う。

<sup>17</sup> 国は、男女共同参画社会基本法の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、毎年6月23日から6月29日までの1週間を「男女共同参画週間」とし、各種行事等を全国的に実施している。川崎市においては、同期間を「川崎市男女平等推進週間」とし、関連講座やイベントなど啓発活動を行っている。

施策3 男女共同参画の視点に立った広報・啓発活動の推進		
事業番号	事業	所管局
4 再掲	「男女平等推進週間」等の事業を実施します。	市民・こども局
5 再掲	男女平等についての理解を効果的に深めるために、市のあらゆる施設を積極的に活用した広報を実施します。	市民・こども局、教育委員会

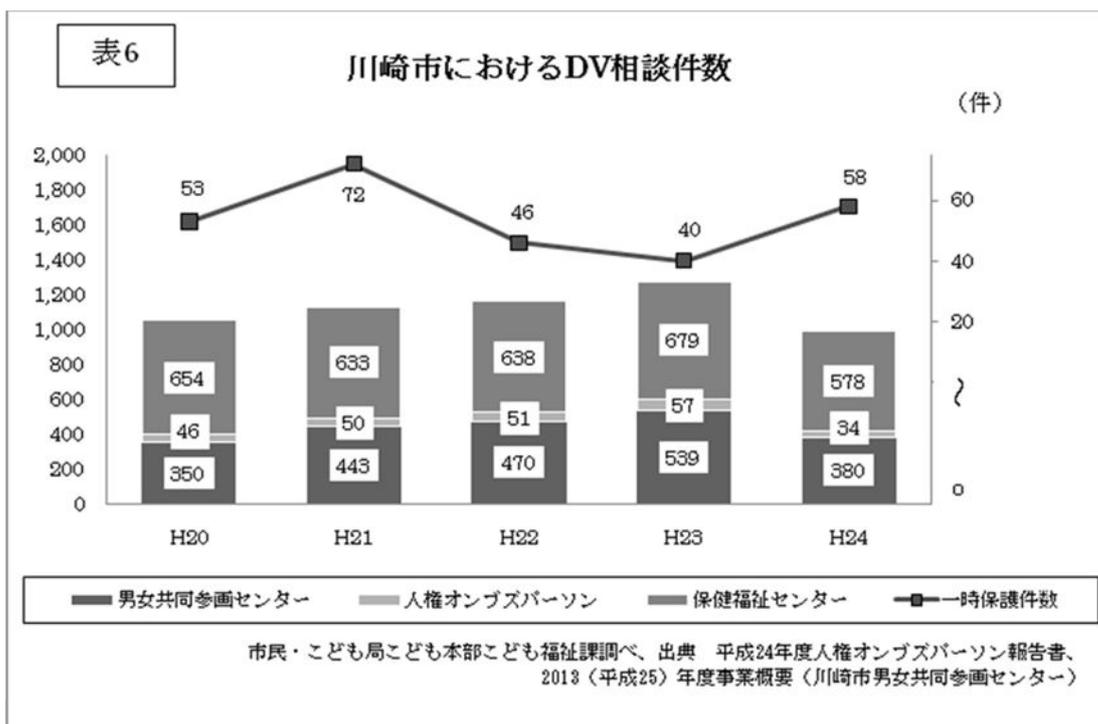
施策4 情報を読み解き発信する力（メディア・リテラシー <sup>18</sup> ）の向上のための支援		
事業番号	事業	所管局
9	情報を読み解き発信する力の向上のための講座や講師紹介及び情報提供、学習スペースの確保等を通じた市民及び事業者の活動を支援します。	市民・こども局

施策5 メディアにおける男女の人権尊重の促進		
事業番号	事業	所管局
10	広報資料の作成に関する手引きの周知及び活用の徹底を図ります。	市民・こども局
11	広報資料の作成にあたっては、手引きを活用し、男女平等推進の視点に配慮します。	全局(広報資料作成所管局)
12	広報資料に関する、男女平等推進の視点に立った市民からの意見聴取を行います。	市民・こども局

<sup>18</sup> メディアとは、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等、人々が責任ある主体として社会に参加するために不可欠なコミュニケーション手段であり、これらを主体的に使いこなす能力をメディア・リテラシーという。

## 基本施策2 女性に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援

DVやセクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春、ストーカー行為（つきまとい等）などは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、被害者の多くは女性です。特に、インターネットや携帯電話の普及により、女性に対する暴力は多様化してきており、新たな視点での対応が求められています。



2012（平成24）年度は、前年度よりも相談件数自体は少なくなっていますが、保護件数は増えています。社会状況や経済状況などによってDV相談件数や保護件数などの増減はありますが、DV防止法改正による適用対象の拡大<sup>19</sup>などの変化に対応しながら、今後も継続した取組を行います。

<sup>19</sup> 2013（平成25）年7月に法律の一部が改正され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても法の適用対象となった。

施策1 ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者支援の推進		
事業番号	事業	所管局
13	DV被害者支援基本計画を推進し、配偶者等からの暴力による被害者の救済支援を実施します。	市民・こども局、こども本部
14	ドメスティック・バイオレンスをなくすための啓発パンフレット等の作成、配布や情報提供を行います。	市民・こども局
15	ドメスティック・バイオレンスに関する講座や研修を実施します。	市民・こども局、こども本部

施策2 セクシュアル・ハラスメントなどの防止と被害者支援の推進		
事業番号	事業	所管局
16	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントをなくすための啓発パンフレット等の作成、配布や情報提供を行います。	総務局、市民・こども局、経済労働局
17	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントに関する講座や研修を実施します。	総務局、市民・こども局
18	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントへの対応マニュアルを整備し、周知します。	総務局、市民・こども局

施策3 女性に対する性暴力や売買春などの根絶に向けた施策の推進		
事業番号	事業	所管局
19	人身取引（トラフィッキング） <sup>20</sup> 及び性犯罪等の防止に関する啓発及び被害者への支援を行います。	市民・こども局

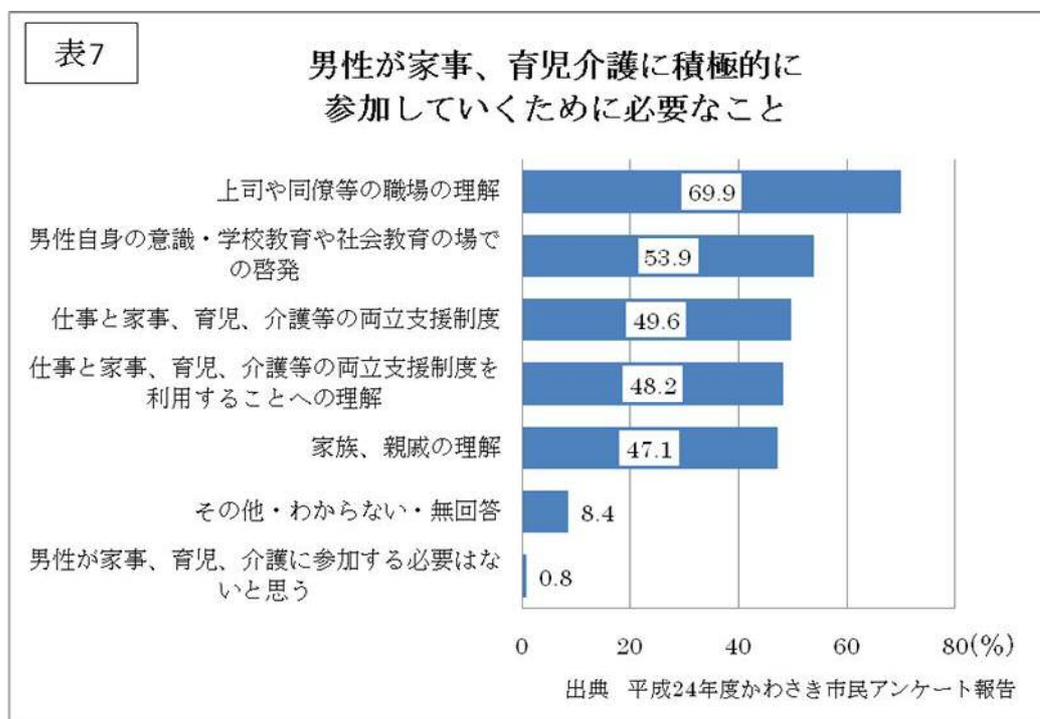
<sup>20</sup> 搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫もしくはその行為、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用もしくは弱い立場の悪用又は他人を支配下に置く者の同意を得る目的で行う金銭もしくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引渡し、蔵匿し、又は収受すること。

☆ 施策4 子どもに対する性暴力の根絶に向けた施策の推進		
事業 番号	事業	所 管 局
○ 20	子どもに対する性暴力・性犯罪被害の防止に努めます。	こども本部、教育委員会
○ 21	子どもに対する性暴力・性犯罪の早期発見・早期対応に努めます。	こども本部、オンブズマン事務局、教育委員会

### 基本施策3 男性・子どもにとっての男女共同参画の推進

男女共同参画は働く女性への支援が強調されることが多く、女性、特に働く女性のみの問題として受けとめられ、男性は、男女共同参画を「自分の問題」として捉えにくい状況にあると考えられます。性別役割分担意識が社会や企業に根強く残っており、男性の生き方は仕事中心となりやすく、家庭生活や地域生活への参画の実現が難しいのが現状で、男性も参画できる環境づくりが必要です。

また、家族のあり方が多様化するなかで、次代を担う子どもたちが男女共同参画を正しく理解し実践できるおとなに育っていくよう長期的な視野に立って、学校や家庭における教育・啓発に努めていくことが必要です。



2012（平成24）年のかわさき市民アンケート<sup>21</sup>で、男性が家事、育児、介護等に積極的に参加していくために必要なことを聞いたところ、「上司や同僚等の職場の理解」が69.9%、「男性自身の意識・学校教育や社会教育の場での啓発」が53.9%との回答でした。

<sup>21</sup> 市民の生活意識や行政に対する意識を調査し、市政運営や政策立案の参考とすることを目的に、川崎市在住の満20歳以上の男女（外国人市民を含む）を対象に年2回行っている調査。

☆ 施策1 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進		
事業番号	事業	所管局
7 再掲	市民・市民グループが男女平等推進の視点を持つことができるような学習機会の提供や人材育成及び情報提供を行います。	市民・こども局、教育委員会
2 2	働く場における男女平等推進のための講座の開催や講師紹介及び情報提供を実施します。	市民・こども局、経済労働局

☆ 施策2 男性が家庭生活に参画できる環境づくり		
事業番号	事業	所管局
2 3	仕事と暮らしの両立を図るため、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた講座・イベントの開催及び情報提供を行います。	市民・こども局、こども本部、経済労働局、教育委員会
2 4	市民・事業者向け広報資料の配布等により、事業所等における長時間労働抑制への周知・啓発を実施します。	市民・こども局、経済労働局
2 5	市役所におけるノー残業デーやワーク・ライフ・バランスデーを通じて、時間外勤務を少なくする取組を推進します。	総務局、上下水道局、交通局、病院局、消防局、教育委員会

☆ 施策3 男性が地域活動に参画できる環境づくり		
事業番号	事業	所管局
2 4 再掲	市民・事業者向け広報資料の配布等により、事業所等における長時間労働抑制への周知・啓発を実施します。	市民・こども局、経済労働局
2 5 再掲	市役所におけるノー残業デーやワーク・ライフ・バランスデーを通じて、時間外勤務を少なくする取組を推進します。	総務局、上下水道局、交通局、病院局、消防局、教育委員会
○ 2 6	男性の地域活動への参画を促進するための講座を実施します。	市民・こども局、教育委員会

施策4 就学前教育・学校教育における男女共同参画に関する教育の推進		
事業番号	事業	所管局
27	小・中・高の児童生徒及び保護者向け教材・カリキュラムを活用した学習を実施し、男女平等に対する意識を高めます。	市民・こども局、教育委員会
28	男女共同参画社会形成の視点から、保育所、幼稚園、学校の運営及び保育・教育活動の充実に努めます。	こども本部、教育委員会

☆

施策5 若者の将来を見通した自己形成や社会参画の促進		
事業番号	事業	所管局
29	男女共同参画の視点から子育てにかかわることができるよう、育児体験講座等の実施を通じて、次世代を担う者たちを支援します。	こども本部
30	男女平等の視点からインターンシップ（就業体験）や体験学習等を通じたキャリア形成を支援します。	総務局、市民・こども局、教育委員会

○

施策6 児童生徒に対する情報教育の推進		
事業番号	事業	所管局
31	メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力を育成するため、学校における情報教育を行います。	教育委員会

○

施策7 男女共同参画の視点に立った家庭教育の支援		
事業番号	事業	所管局
32	両親学級や子育てセミナー等において、男性が参加しやすい講座時間・内容を企画します。また、学校行事等への男性の子育て参加を促進します。	市民・こども局、こども本部、教育委員会、区役所
6再掲	家庭・地域教育学級等における男女平等推進研修に市民講師等の紹介を行います。	市民・こども局、教育委員会

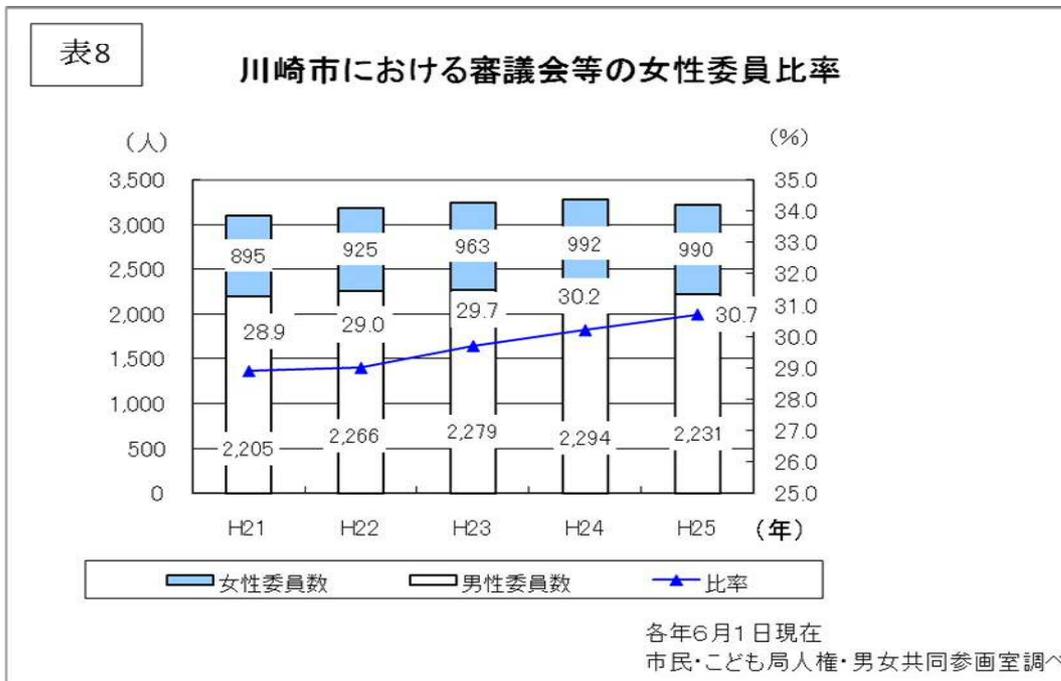
## 目標Ⅱ 働く場における男女共同参画の推進

働きたい人が性別にかかわらず、その能力を十分に発揮できる機会や待遇を確保されることは、男女共同参画社会の実現にとって極めて重要なことです。

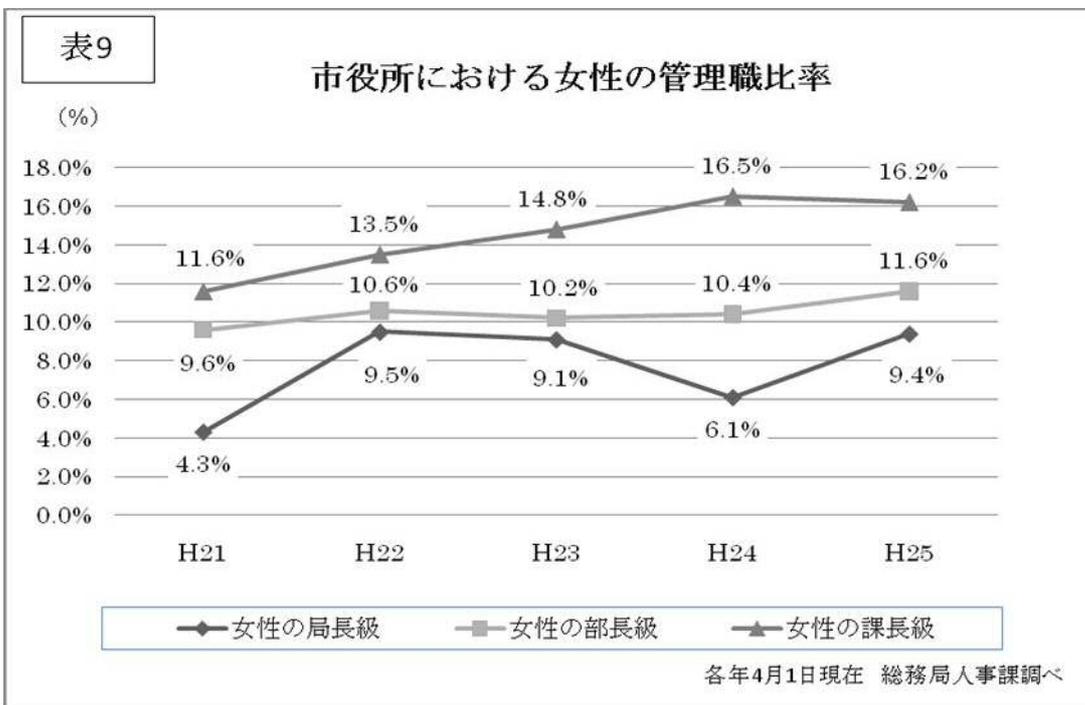
価値観や生き方の多様化に対応した就労支援や雇用環境の整備に一層取り組むことが重要であり、多くの男性が仕事を優先せざるを得ない現状において、仕事と生活の調和を可能にする多様な働き方についての普及・啓発に努めるとともに、様々な就業ニーズに柔軟に対応した就労支援を男女問わず行っていく必要があります。

### 基本施策1 政策・方針の立案及び決定への女性の参画の推進

雇用環境が変化し、非正規労働者が増加するなど不安定な雇用環境と低収入が社会問題となっている状況において、活力ある社会を構築するために、新たな視点の導入や多様な能力の活用などの観点から、女性の参画をあらゆる分野において進めるとともに、各分野で女性がリーダーシップを発揮することが必要です。女性の様々な分野における政策・方針の立案及び決定過程への参画は徐々に進んでいますが、依然として先進国に比べると十分とはいえず、審議会などにおける女性委員の比率向上など市が率先して役割を果たしていく必要があります。



審議会等の女性委員比率は着実に増加してはいますが、いまだ 30.7%と少ない状況です。2018（平成 30）年度までに女性委員比率 40%をめざし、審議会等の所管課へ参画の意識の働きかけを行うと同時に、民間団体や事業所への周知に努めます。



課長級に占める女性職員比率は 16.2%となっています。2018（平成 30）年度までに 25%をめざし、管理職を含めさまざまな職員への研修等を通じて女性職員の職域拡大、登用を一層進めていきます。

施策 1 審議会を含む市の政策・方針決定過程への女性の参画の推進		
事業番号	事業	所管局
33	男女共同参画の視点に配慮し、審議会等への女性委員の参加比率向上のための取組を推進します。	市民・こども局、全局（審議会等所管局）
34	審議会等委員の女性比率が 2018（平成 30）年度までに、40%となるようめざします。	全局（審議会等所管局）
35	女性委員ゼロの審議会等をなくします。	
36	委員が男女ほぼ同数で構成されている審議会を全体の 30%とします。	
37	審議会等委員の女性比率向上に向けて、事前協議制の効果的な推進を行います。	市民・こども局

施策2 女性職員の職域拡大、能力向上と登用の推進		
事業番号	事業	所管局
38	管理職(課長級)職員に占める女性比率が2018(平成30)年度までに、25%となるようめざします。	総務局
39	校長、教頭に占める女性比率が2018(平成30)年度までに、小学校35%、中学校18%となるようめざします。 高等学校及び特別支援学校の校長、教頭については引き続き女性の登用に努めます。	教育委員会
40	男女それぞれの職員に占める管理職比率の格差を縮めます。	総務局、上下水道局、交通局、病院局、消防局、教育委員会
41	育児休業中の職員のキャリアサポートを目的に、仕事と子育ての両立のための相談体制等の整備を推進します。	
42	管理職になるための前段階として、学習機会の提供や研修を実施します。	

○

施策3 市の関係団体における女性職員の登用などの取組の促進		
事業番号	事業	所管局
43	市民・市民活動団体等及び事業者と連携した「かわさき男女共同参画ネットワーク」活動を推進します。	市民・こども局

施策4 企業などの方針決定過程への男女共同参画の促進		
事業番号	事業	所管局
44	「かわさき労働情報」等において、女性管理職比率の向上に向けた取組について情報提供を行います。	経済労働局

施策5 地域活動における方針決定過程への女性の参画の促進

事業 番号	事業	所 管 局
4 5	地域の会議や研修会等において、中心的な役割を担う女性の参画促進に向けた支援を行います。	市民・こども局、教育委員会
4 6	中心的な役割を担う女性の人材育成に向け、生涯学習等における男女平等推進学習の機会を積極的に提供します。	

コラム4 市役所における女性職員の職域拡大、能力向上と登用の推進について

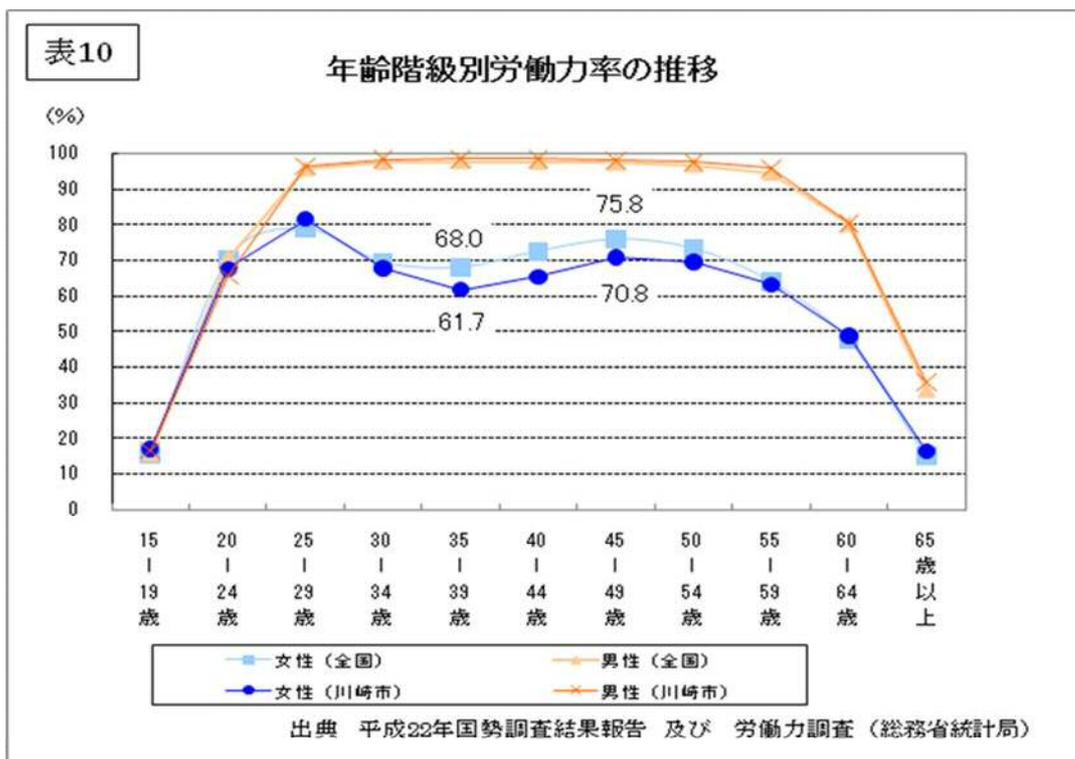
男女共同参画社会の実現に向けて、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大は極めて重要です。政策・方針決定過程に女性の視点を取り入れることで、より多様な意思が政治や社会の政策・方針決定に公平・公正に反映され、均等に利益を享受することができます。また、女性を始めとする多様な人々が参画する機会を確保することは、行政分野においては、バランスの取れた質の高い行政サービスの実現にもつながります。

これまで川崎市では、市役所の管理職（課長級）や学校の校長・教頭及び審議会等委員における女性比率について目標を定めて取組を進めてきており、徐々に増加しているものの、まだ低い水準です。

こうした中、女性の参画を今後より一層拡大するために、女性職員の人数、割合等の現状やこれまでの採用及び人材育成の取組の進捗等を考慮して、出来る限り男女それぞれの職員に占める管理職比率の格差が縮まるよう、職員全体の中で性別による（男女の）差がなく登用されているかにも目を配っていくよう働きかけます。

## 基本施策 2 働く場における男女共同参画の推進

実質的に男女が均等な機会と待遇を享受し、女性が雇用の場で活躍できるよう、事業者へポジティブ・アクション<sup>22</sup>（積極的改善措置）の推進などを積極的に働きかけるとともに職場での啓発などを進めていく必要があります。更に、あらゆる分野に男女双方の視点が入ることはとても重要です。たとえば、男女の参画に偏りがある科学技術分野、あるいは学術分野において様々な障壁を取り除き男女双方の参画を推進します。



労働力率とは、15歳以上の人口における労働力人口（就業者・完全失業者の合計）の割合です。女性の労働力率は結婚や出産の多い30～34歳で下がり、子育てが一段落した40～44歳で再び上昇するためM字型のカーブを描きます。川崎市と全国の女性を比べると学卒後の山は高いものの、M字の谷は61.7%で全国の68.0%よりも6.3ポイント低くなっており、2番目の山に当たる45～49歳の状況も70.8%で全国の75.8%より5ポイント低くなっています。

<sup>22</sup> 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。（男女共同参画社会基本法第2条第2号参照）

☆	施策1 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保		
	事業 番号	事業	所管局
	47	「労働状況実態調査」を通じて、女性の就業状況に関する調査を実施します。	経済労働局
○	48	雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保に向けた周知啓発を行います。	

施策2 職場における男女共同参画に関する教育の促進			
	事業 番号	事業	所管局
	49	「かわさき労働情報」等において多様な働き方に関する情報提供や講座の広報を行います。	市民・子ども局、経済労働局
	16 再掲	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントをなくすための啓発パンフレット等の作成、配布や情報提供を行います。	総務局、市民・子ども局、経済労働局
	50	男女平等推進及び施策への理解を深めるための職員研修を実施します。	総務局、市民・子ども局、教育委員会

施策3 企業などの方針決定過程への男女共同参画の促進(再掲)			
	事業 番号	事業	所管局
	44 再掲	「かわさき労働情報」等において、女性管理職比率の向上に向けた取組について情報提供を行います。	経済労働局

施策4 多様な就業ニーズに対応した就業支援		
事業番号	事業	所管局
51	短時間勤務や在宅勤務等の多様な働き方を推進するために、「かわさき労働情報」等により事業者に対する情報提供等を行います。	市民・子ども局、経済労働局
52	女性の就業、就業継続及び再就職に向けて支援講座を実施します。	総務局、市民・子ども局、経済労働局
53	市役所における多様な働き方を視野に入れ、より良い雇用環境づくりを推進します。	総務局

施策5 経営の主体となる女性の育成・支援		
事業番号	事業	所管局
54	起業セミナー等の開催や情報提供を通じ、起業を望む女性及び起業した女性を支援します。	市民・子ども局、経済労働局

施策6 科学技術・学術分野における男女共同参画の推進と女性の参画の拡大		
事業番号	事業	所管局
55	科学技術分野への男女共同参画を推進するために、教育機関等で理工系への理解を深める取組を推進します。	市民・子ども局、経済労働局、教育委員会

### 基本施策3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

長時間労働を前提とした従来の働き方を見直し、仕事と生活の調和が図られることで、多様な生き方を選択し社会のあらゆる分野に参画して、その能力を発揮することは男女共同参画社会の実現の基盤となるものです。仕事と生活の調和を可能にする多様な働き方についての普及・啓発に努め、職場、子育て、介護など個人のライフサイクルを取り巻く環境を整える必要があります。



川崎市内の保育所数は増えており、入所児童数も毎年右肩上がりに増加して 2013（平成 25）年には 19,399 人となっています。しかし、人口も増加しているため待機児童<sup>23</sup>数の解消には至っていません。

<sup>23</sup> 認可保育所への入所を申請しているにもかかわらず、希望する保育所が施設定員を超過しているなどの理由により、入所できない状態にある児童を指す。

施策1 ワーク・ライフ・バランスの意義についての理解の促進		
事業番号	事業	所管局
23 再掲	仕事と暮らしの両立を図るため、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた講座・イベントの開催及び情報提供を行います。	市民・こども局、こども本部、経済労働局、教育委員会
56	趣味やレクリエーション等、個人の生活を豊かにするための講座・イベントの開催や生涯学習情報等の提供を行います。	市民・こども局、教育委員会

施策2 育児・介護休業制度などの定着と利用促進		
事業番号	事業	所管局
57	「労働状況実態調査」を通じて、育児・介護休業取得に関する調査を実施します。	経済労働局
58	育児・介護休業制度取得促進のための講座や講師紹介及び情報提供を行います。	市民・こども局、経済労働局
59	市役所における育児休業取得状況を把握し、配偶者が出産した職員に占める育児休業取得者の割合が2018（平成30）年度までに10%となるようにめざします。	総務局、上下水道局、交通局、病院局、消防局、教育委員会
60	市役所における介護休業取得状況を把握し、取得しやすい環境づくりに努めます。	
61	市役所における階層別研修や講座、職員向け広報誌等により、育児・介護休業取得を推進します。	

○

施策3 市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進		
事業番号	事業	所管局
25 再掲	市役所におけるノー残業デーやワーク・ライフ・バランスデーを通じて、時間外勤務を少なくする取組を推進します。	総務局、上下水道局、交通局、病院局、消防局、教育委員会
62	市役所における年次有給休暇取得向上に向けた取組を推進します。	総務局、上下水道局、交通局、病院局、消防局、教育委員会

施策4 子育て支援策の充実と保育サービス、放課後児童対策の充実		
事業番号	事業	所管局
63	バリアフリー <sup>24</sup> やプライバシー保護等の視点から、公共的施設の設定等を点検し、必要に応じて整備します。	環境局、まちづくり局、建設緑政局
64	待機児童の解消に向けて、保育環境の整備等の充実に努めます。	こども本部
65	あらゆる機関、団体との協働により、保育所の拡充だけでなく、夜間保育、一時保育、子育てヘルパー事業の実施等、多様な保育を拡充します。	
66	病後児保育体制を拡充し、その家族に対する支援を行います。	
67	子育てグループ等の支援や交流会の開催を通じ、子育て中の女性のエンパワーメント <sup>25</sup> を支援します。	市民・こども局、こども本部、区役所、教育委員会
68	児童・生徒に対する放課後事業の充実に努めます。	こども本部

施策5 介護支援事業の充実と介護サービス利用の促進		
事業番号	事業	所管局
63 再掲	バリアフリーやプライバシー保護等の視点から、公共的施設の設定等を点検し、必要に応じて整備します。	環境局、まちづくり局、建設緑政局
69	介護者にとって利用しやすい介護サービスの充実に図るとともに、介護教室等を実施し、男女共同参画での取組を推進します。	健康福祉局、区役所

<sup>24</sup> 高齢者・障害者等が社会生活をしていく上での物理的、社会的、制度的な障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。

<sup>25</sup> 個人として、あるいは社会集団として意思決定に参画し、自立的な力をつけること。

施策6 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進（再掲）		
事業番号	事業	所管局
7 再掲	市民・市民グループが男女平等推進の視点を持つことができるような学習機会の提供や人材育成及び情報提供を行います。	市民・こども局、教育委員会
22 再掲	働く場における男女平等推進のための講座の開催や講師紹介及び情報提供を実施します。	市民・こども局、経済労働局

施策7 男性が家庭生活に参画できる環境づくり（再掲）		
事業番号	事業	所管局
23 再掲	仕事と暮らしの両立を図るため、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた講座・イベントの開催及び情報提供を行います。	市民・こども局、こども本部、経済労働局、教育委員会
24 再掲	市民・事業者向け広報資料の配布等により、事業所等における長時間労働抑制への周知・啓発を実施します。	市民・こども局、経済労働局
25 再掲	市役所におけるノー残業デーやワーク・ライフ・バランスデーを通じて、時間外勤務を少なくする取組を推進します。	総務局、上下水道局、交通局、病院局、消防局、教育委員会

☆ 施策8 ひとり親家庭に対する支援の充実と自立などの促進		
事業番号	事業	所管局
○ 70	高等技能訓練促進費等事業等の実施を通じて就業支援を実施します。	こども本部
○ 71	ひとり親家庭等医療費助成を通じて経済的な支援を実施します。	
○ 72	ひとり親家庭が抱えがちな就労や家庭生活での課題について情報提供を行い、利用しやすい相談を実施します。	市民・こども局、こども本部

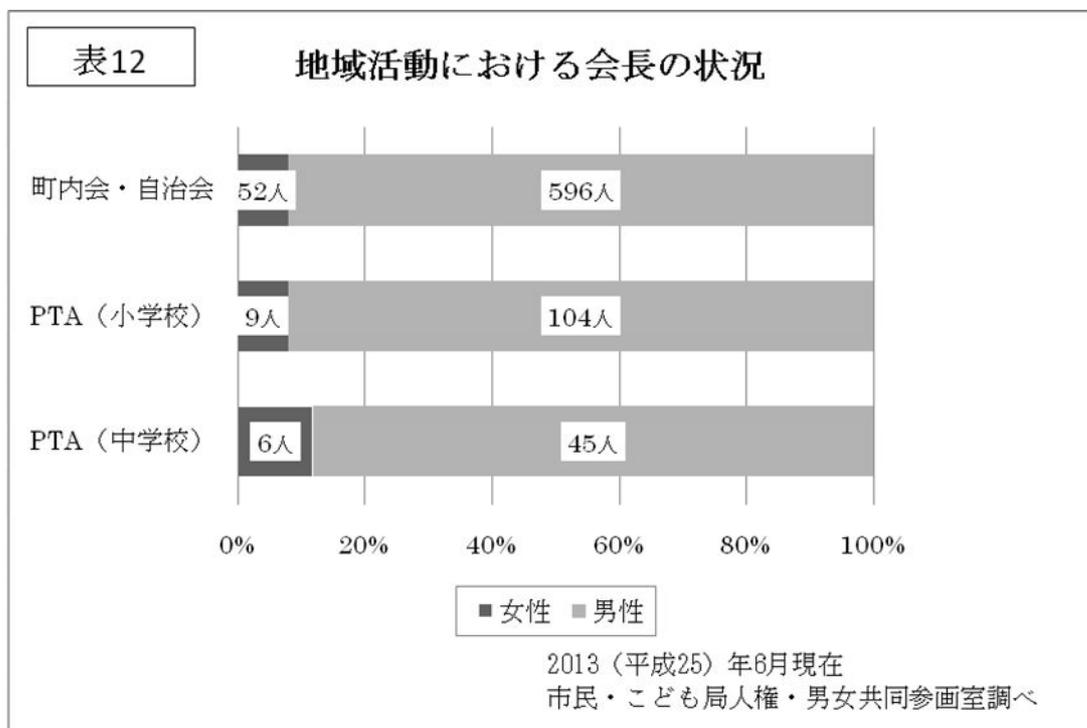
### 目標Ⅲ 地域で元気に暮らすための男女共同参画の推進

家庭に次いで最も身近な暮らしの場である「地域」が抱える課題について、男女が協力して解決することは、地域が活性化し、一人ひとりが喜びと責任を分かち合える男女共同参画社会の実現につながると期待されます。また、「地域」では、住民の高齢化や単身世帯の増加、災害時などへの対応といった課題に直面しています。行政だけでなく住民が協力して地域で対応することが必要であり、今後は、女性リーダーの養成や地域団体の役員への女性登用の働きかけなどを通じて、地域活動などの方針決定過程への女性の参画を促進していく必要があります。また、一方で男性が仕事だけでなく、経験や知識を生かして地域活動に参画することも男女共同参画社会の実現のためには重要です。

#### 基本施策 1 地域における男女共同参画の推進

少子高齢化が進展し、社会経済情勢が大きく変化する中、地域においても、人間関係の希薄化や単身世帯の増加等の様々な変化が生じており、防災やまちづくりの分野において男女が共に担わないと立ち行かなくなる状況となっています。

すべての人・世帯が地域で安心して暮らすことができるよう、今後は女性リーダーの養成や地域団体の役員への女性登用の働きかけなどを通じて、地域活動の方針決定過程への女性の参画を促進していく必要があります。



地域生活と関係が深い町内会・自治会、PTA等では女性が多く活動していますが、町内会長・自治会長は8%、PTA会長は小学校8%、中学校12%と圧倒的に男性が占めています。

施策1 地域活動における男女共同参画の促進		
事業番号	事業	所管局
7 再掲	市民・市民グループが男女平等推進の視点を持つことができるような学習機会の提供や人材育成及び情報提供を行います。	市民・こども局、教育委員会
8 再掲	教育文化会館・市民館において、「男女平等推進学習」の講座や情報提供の実施、学習スペースの確保等を通じて、市民の男女平等に関する学習機会を提供します。	教育委員会
43 再掲	市民・市民活動団体等及び事業者と連携した「かわさき男女共同参画ネットワーク」活動を推進します。	市民・こども局
73	男女共同参画に向けた活動に取り組む市民・市民活動団体等への支援を行います。	市民・こども局、区役所、教育委員会
74	町内会・自治会やPTA等、地域における女性の参画についての理解を深めるよう努めます。	

施策2 地域活動における方針決定過程への女性の参画の促進（再掲）		
事業番号	事業	所管局
45 再掲	地域の会議や研修会等において、中心的な役割を担う女性の参画促進に向けた積極的な情報提供を実施します。	市民・こども局、教育委員会
46 再掲	中心的な役割を担う女性の人材育成に向け、生涯学習等における男女平等推進学習の機会を積極的に提供します。	

☆ 施策3 防災・まちづくり分野における男女共同参画の推進と女性の参画の拡大		
事業番号	事業	所管局
75	男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を充実します。	総務局、市民・こども局、区役所
○ 76	まちづくりの分野における女性の参画を推進します。	市民・こども局、区役所

☆

施策4 男女共同参画センターの取組の推進

事業 番号	事業	所管局
77	地域における男女共同参画の拠点として、市民や事業者と協働し、男女平等施策を推進します。	市民・こども局

川崎市男女共同参画センター（愛称：すくらむ21）

川崎市男女共同参画センターでは、川崎市の男女平等施策の推進拠点として、主に以下の事業を行っています。

1. 調査・研究

「かわさきの男女共同参画データブック」の作成やワーク・ライフ・バランスの阻害要因の調査など、男女共同参画を進めていく上での課題解決を目的とした調査・研究を行っています。

2. 相談

女性のための総合相談「ハロー・ウィメンズ110番」、就労及び就労継続のためのキャリア相談や自助グループへの支援を行っています。

3. 情報収集及び提供

ホームページや「すくらむ通信」、メールマガジンの発行などを通じて、すくらむ21の活動や男女共同参画に関連する情報を市民に発信しています。

4. 市民の学習、研修及び交流の活動の支援

ワーク・ライフ・バランス、防災、男性の地域参加、再就職・就労継続支援など、様々なテーマで講座や研修を行っています。また、市民講師による講座の実施や男女共同参画に関連した市民団体への支援を通じて、市民同士の交流や活動を支援しています。



所在地：川崎市高津区溝口 2-20-1

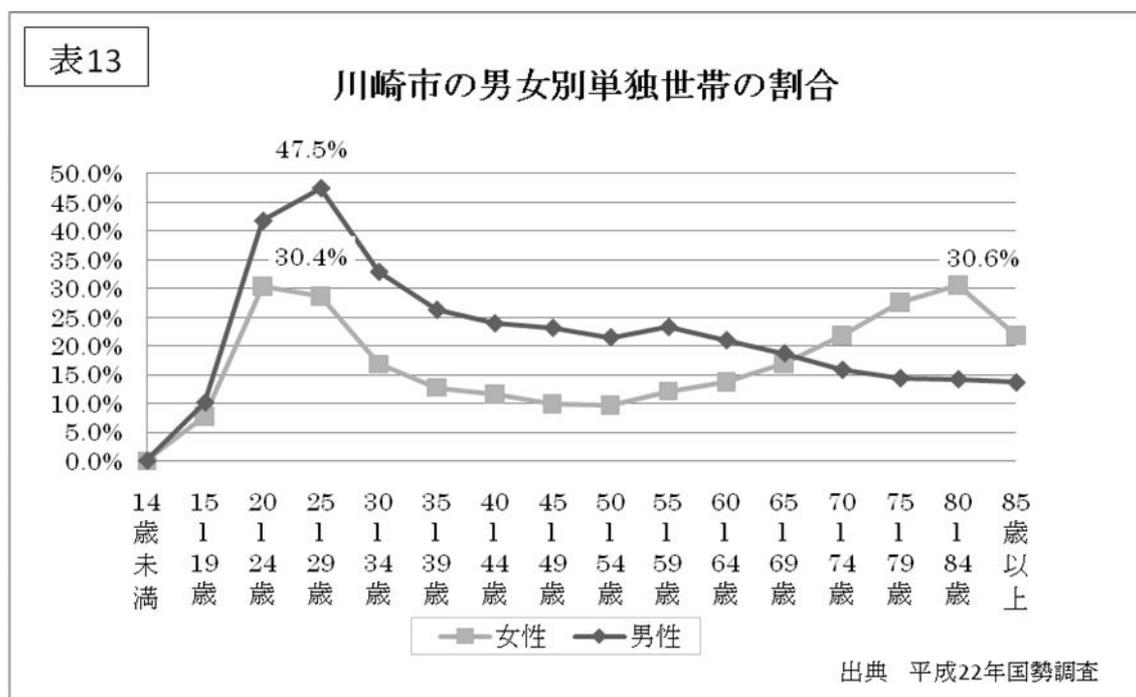
HP : <http://www.scrum21.or.jp/>

施策5 男性が地域活動に参画できる環境づくり（再掲）		
事業 番号	事業	所 管 局
24 再掲	市民・事業者向け広報資料の配布等により、事業所等における長時間労働抑制への周知・啓発を実施します。	市民・こども局、経済労働局
25 再掲	市役所におけるノー残業デーやワーク・ライフ・バランスデーを通じて、時間外勤務を少なくする取組を推進します。	総務局、上下水道局、交通局、病院局、消防局、教育委員会
26 再掲	男性の地域活動への参画を促進するための講座を実施します。	市民・こども局、教育委員会

☆ 施策6 若者の将来を見通した自己形成や社会参画の促進（再掲）		
事業 番号	事業	所 管 局
29 再掲	男女共同参画の視点から子育てにかかわることができるよう、育児体験講座等の実施を通じて、次世代を担う者たちを支援します。	教育委員会
○ 30 再掲	男女平等の視点からインターンシップ（就業体験）や体験学習等を通じたキャリア形成を支援します。	総務局、市民・こども局、教育委員会

## 基本施策 2 様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

社会経済環境が急激に変化する中、貧困に苦しむ人や教育や就労などの機会が得られない人、地域社会において孤立する人など、様々な困難を抱える人が増加しています。高齢や障害、外国人市民、ひとり親世帯、失業や貧困問題など様々な困難を抱える人々の自立に向けた力を高める取組を進める際はもちろん、災害時においても地域社会の連携の中で女性の視点を地域の防災に取り入れるなど、男女共同参画の視点に立って、誰もが安心して暮らすための環境の整備を行っていく必要があります。



2010（平成22）年10月1日現在、川崎市の男性人口に占める単独世帯で最も高いのは20代後半（47.5%）で、それ以降は低下しています。一方、女性は20歳代前半（30.4%）で高くなり、それ以降は低下し、50歳代から再度高くなり80歳代前半（30.6%）に最も高くなっています。

### コラム5 様々な困難とは

経済の低迷や雇用・就業構造の変化等による非正規雇用者の増加、経済社会のグローバル化の中で、貧困など生活上の困難について幅広い層への広がりが見られます。そのような中、単身世帯や高齢者世帯の増加といった家族や地域社会の変化による、少子高齢化の進展と人口減少社会の到来が課題となっています。

一方、相対的貧困率<sup>26</sup>については、ほとんどの年齢層において男性に比べて女性の方が高い傾向にあります。特に女性は家事・育児・介護等のため、非正規雇用に就いたり就業を断念することが多く、就業期間も短い傾向にあるため就業時の賃金格差が高齢期における年金等の収入格差にもつながるなど、高齢単身女性世帯や母子世帯等ひとり親世帯で相対的貧困率が高いという特徴があります。

更に女性は男性よりも平均的に長寿であり、高齢者人口に占める女性の割合は高いため、高齢者施策の影響は女性の方が強く受けます。また、障害があること、日本で働き生活する外国人であること、ひとり親家庭であること、ニートやフリーター等に加え、女性であることからくる複合的に困難な状況に置かれている場合があります。

#### ☆ 施策1 高齢者が安心して暮らせる環境整備と自立した生活への支援

事業番号	事業	所管局
63 再掲	バリアフリーやプライバシー保護等の視点から、公共的施設 の設備等を点検し、必要に応じて整備します。	環境局、まちづくり 局、建設緑政局
78	高齢者を犯罪や交通事故から守る環境整備を推進します。	市民・こども局、経済 労働局
○ 79	高齢者がそれぞれの能力や経験を生かし、地域に参画できる よう支援します。	健康福祉局

#### ☆ 施策2 障害者が安心して暮らせる環境整備と自立した生活への支援

事業番号	事業	所管局
63 再掲	バリアフリーやプライバシー保護等の視点から、公共的施設 の設備等を点検し、必要に応じて整備します。	環境局、まちづくり 局、建設緑政局
80	障害者を犯罪や交通事故から守る環境整備を推進します。	市民・こども局
○ 81	障害者が家庭や地域で安心して暮らせるよう環境整備や支 援を行います。	健康福祉局

<sup>26</sup> 国民一人ひとりの所得を順番に並べ、中央の値の半分より低い人の割合。この場合の所得とは、収入から税金や社会保険料を差し引いた1人当たりの所得を指す。

施策3 外国人市民に対する支援の充実と暮らしやすさに配慮したまちづくりの推進		
事業番号	事業	所管局
82	外国人市民が健康で安心して生活するために、必要な情報や行政サービスを受けられるよう施策の充実や環境整備に努めます。	総務局、市民・こども局、まちづくり局、区役所、教育委員会
83	外国人市民の母子保健の充実に努めます。	こども本部、区役所

☆ 施策4 多文化共生 <sup>27</sup> 意識の高揚		
事業番号	事業	所管局
○ 84	互いの文化や生活を理解し、国際交流が深まるよう地域における交流機会の充実に努めます。	総務局、市民・こども局、教育委員会

☆ 施策5 ひとり親家庭に対する支援の充実と自立などの促進（再掲）		
事業番号	事業	所管局
○ 70 再掲	高等技能訓練促進費等事業等の実施を通じて就業支援を実施します。	こども本部
○ 71 再掲	ひとり親家庭等医療費助成を通じて経済的な支援を実施します。	
○ 72 再掲	ひとり親家庭が抱えがちな就労や家庭生活での課題について情報提供を行い、利用しやすい相談を実施します。	市民・こども局、こども本部

<sup>27</sup> 国籍や民族、文化の違いを豊かさとして活かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことを指す。川崎市では、「川崎市多文化共生社会推進指針」（2008（平成20）年3月）を策定し、多文化共生社会を実現するための取組を進めている。

施策6 雇用環境の整備と貧困など様々な困難を抱える人々への対応		
事業番号	事業	所管局
85	生活基盤確立支援のため、引き続き居住支援を行います。	健康福祉局、まちづくり局
86	生活基盤を確立するために必要な職業訓練や就労に対する情報提供を行います。	市民・子ども局、経済労働局、健康福祉局

☆

施策7 ニート <sup>28</sup> やフリーター <sup>29</sup> などの状態にある者に対する就労・自立の促進		
事業番号	事業	所管局
87	ニートやフリーターなどの状態にある若者に対して、講演会やセミナー、相談事業などを実施し、自立に向けた就労支援を行います。	市民・子ども局、経済労働局

○

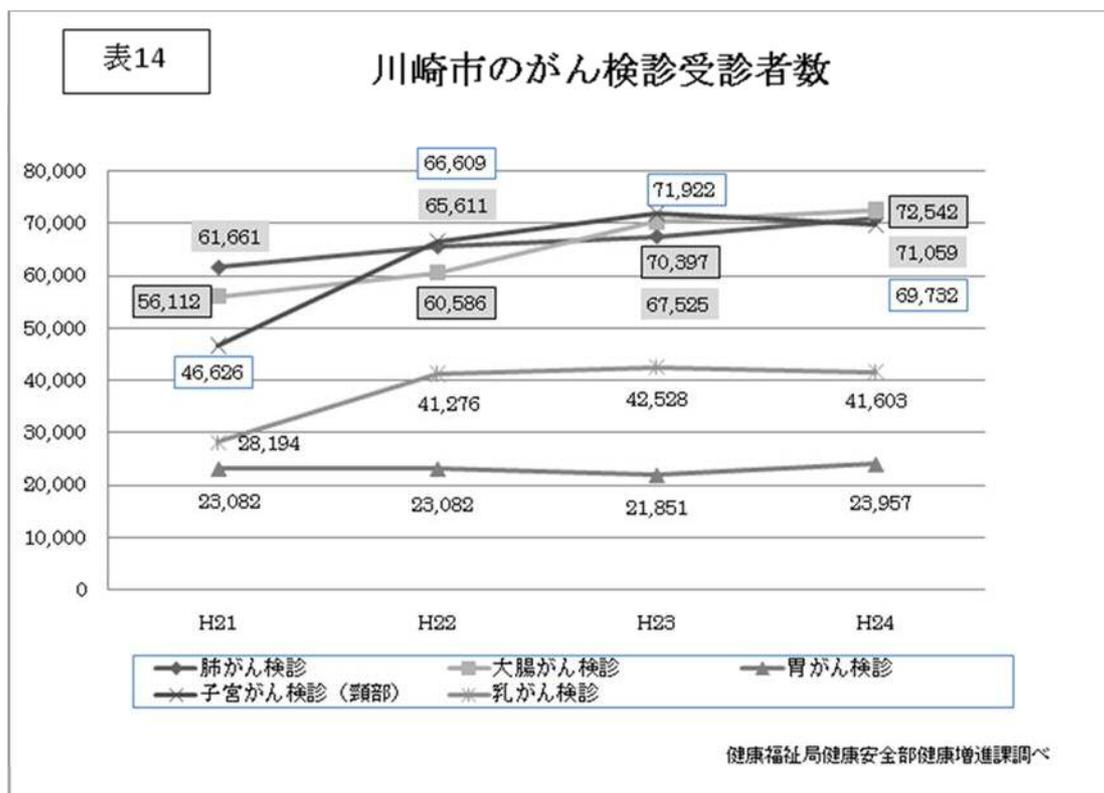
施策8 介護支援事業の充実と介護サービス利用の促進（再掲）		
事業番号	事業	所管局
63 再掲	バリアフリーやプライバシー保護等の視点から、公共的施設 の設備等を点検し、必要に応じて整備します。	環境局、まちづくり局、建設緑政局
69 再掲	介護者にとって利用しやすい介護サービスの充実を図るとともに、介護教室等を実施し、男女共同参画での取組を推進 します。	健康福祉局、区役所

<sup>28</sup> Not in Education, Employment or Training（就学、就労、職業訓練のいずれも行っていない若者）の略で、日本では、若年無業者（15～34歳の非労働力人口のうち、通学、家事を行っていない者）を指す用語として使われている。

<sup>29</sup> 15～34歳の男性又は未婚の女性（学生を除く）で、パート・アルバイトして働く者またはこれを希望する者のこと。

### 基本施策 3 生涯を通じた健康支援

生活習慣やホルモンなどの身体的な特徴の違いによって男女異なる健康上の問題に直面することに留意し、心身の健康について正確な知識・情報を入手することで、主体的に行動し、健康を享受できるようにしていく必要があります。誰もが安心して生活するために男女双方の視点を取り入れた医療や健康増進の環境を整えることで、人生のあらゆるステージにあった健康づくりを支援していくことが必要です。



女性特有のがんとして、増加傾向にある乳がん、子宮がんなどがあります。がんは早期発見が重要ですが、がん検診の受診者数は2010(平成22)年以降、おおむね横ばいで推移しています。生涯を通じた健康の保持増進のため、がん検診の受診率向上に努めます。

☆	施策1 生涯を通じた男女の健康の保持増進対策の推進		
	事業 番号	事業	所管局
○	88	生活習慣病の予防や健康に関する正しい知識の普及を推進します。	市民・こども局、健康福祉局

☆	施策2 妊娠・出産などに関する健康支援		
	事業 番号	事業	所管局
	89	周産期医療 <sup>30</sup> の課題を明らかにし、本市における周産期医療体制の確保に向けた取組を推進します。	健康福祉局、病院局
○	90	妊産婦 <sup>31</sup> 等への心身の健康保持に向けた取組を実施します。	こども本部、病院局
○	91	不妊に悩む男女への支援を実施します。	

☆	施策3 更年期・高齢期の健康の保持増進のための支援		
	事業 番号	事業	所管局
○	92	更年期・高齢期の健康づくり、介護予防に自主的に取組めるよう支援します。	健康福祉局、区役所

☆	施策4 性差医療 <sup>32</sup> の推進		
	事業 番号	事業	所管局
	93	女性専用外来設置医療機関や女性医師のいる医療機関についての情報提供を行います。	健康福祉局
○	94	性差に応じた的確な医療や健康診断の機会を充実します。	健康福祉局、病院局

<sup>30</sup> 周産期とは、妊娠後期から新生児早期までのお産にまつわる時期を一括した概念で、この時期に母体、胎児、新生児を総合的に管理して母子の健康を守るのが周産期医療である。突発的な緊急事態に備えて、産科・小児科双方からの一貫した総合的な体制が必要とされている。

<sup>31</sup> 妊娠中又は出産後1年以内の女子をいう。(母子保健法)

<sup>32</sup> 男女の差異により、かかりやすい病気や病態が異なることから、そうした性差を考慮して行う医療。

施策5 性と生殖に関する健康／権利に関する啓発の推進		
事業番号	事業	所管局
95	性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ） <sup>33</sup> についての講座等を通じて周知啓発します。	市民・こども局、こども本部

☆

施策6 健康をおびやかす問題についての正しい知識の普及啓発の推進		
事業番号	事業	所管局
96	心身ともに健康に影響を及ぼすH I V <sup>34</sup> や性感染症、薬物の使用などを防止するための正しい知識の普及をします。	こども本部、健康福祉局、教育委員会

☆

施策7 相談しやすい体制の整備		
事業番号	事業	所管局
97	こころと体の健康に関する身近な相談窓口の周知に努めます。	市民・こども局、健康福祉局

<sup>33</sup> 1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っている。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

<sup>34</sup> HIVとは、Human Immunodeficiency Virus(ヒト免疫不全ウイルス)のことで、ヒトの体を様々な細菌、カビやウイルスなどの病原体から守る(免疫)のに重要な細胞である、Tリンパ球やマクロファージ(CD4陽性細胞)などに感染するウイルスのこと。

HIVがTリンパ球やマクロファージなどに感染した結果、HIVが増殖し、免疫に大切なこれらの細胞が体の中から徐々に減っていくことで、普段は感染しない病原体にも感染しやすくなり、様々な病気を発症する。この病気の状態をエイズ(AIDS:後天性免疫不全症候群)という。

## 第3章 計画の推進について

第3期行動計画を効果的に推進していくために、以下のような推進体制において計画を実行し、点検・評価を行っていきます。

### 1 推進体制

#### (1) 庁内の推進体制

##### ア 川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議

川崎市における人権及び男女共同参画関連施策を総合的に推進するための庁内会議です。副市長を会長に、各局の局長級職員が委員となり、市の人権施策や男女共同参画を進めるために、施策に関する企画や重要事項の決定、施策についての研究・協議等を行います。

また、各局の庶務担当課長や関係課長級を委員とした幹事会を置き、その中に、男女平等施策推進部会を設置しています。部会は、男女平等推進行動計画の策定や、計画の実施状況をまとめた年次報告書の作成について所掌し、計画を具体的に推進していく役割を担っています。

##### イ 川崎市男女共同参画推進員

市政のあらゆる分野において、男女共同参画を推進するために、各局に男女共同参画推進員を設置しています。推進員は、各局それぞれ男女1名ずつ、合計2名とし、1名を人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会の幹事をもって充てることとしています。

推進員は、各局で、男女平等を推進する視点に配慮する役割を担っており、主に以下の職務を行います。

- ① 所管する事業の点検に関すること
- ② 発行する刊行物等の広報物の点検に関すること
- ③ 川崎市男女平等推進行動計画の年次報告に関すること
- ④ その他男女平等の推進に必要なこと

#### (2) 市、市民、事業者との連携による推進

##### ア 川崎市男女共同参画センター（すくらむ21）

川崎市男女共同参画センター（愛称：すくらむ21）は、条例に基づき設置された市の男女平等施策の推進拠点です。市民や事業者に対し、広く男女共同参画を推進するために、センターでは、男女共同参画に関する調査・研究、情報収集・発信、講座の実施、市民の交流機会の提供など、幅広い事業を行っています。

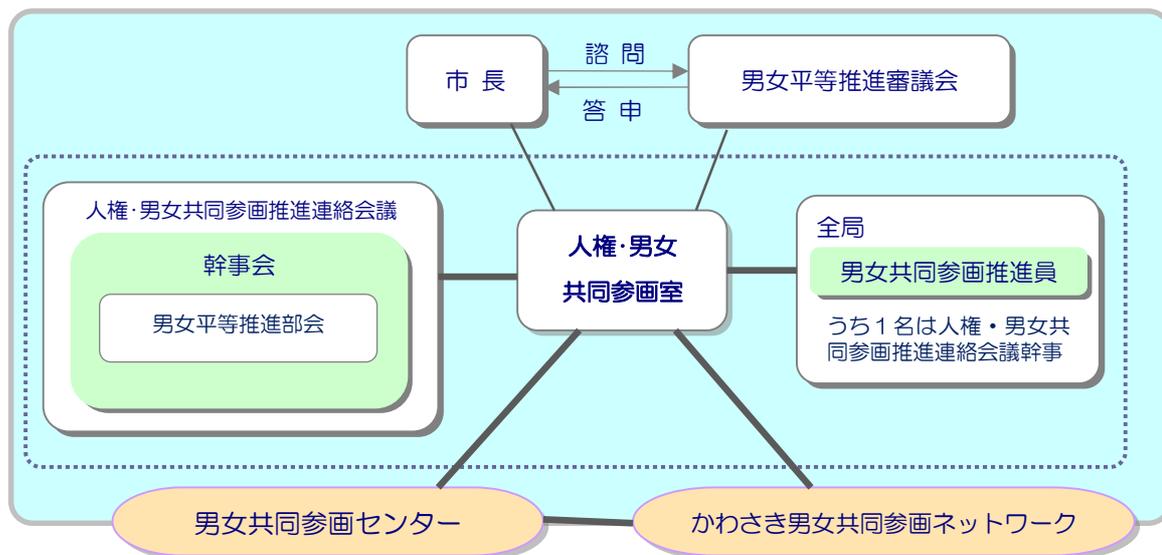
## イ かわさき男女共同参画ネットワーク（すくらむネット21）

市、市民、事業者が一体となって、男女共同参画社会の実現をめざす場として、2005（平成17）年にかわさき男女共同参画ネットワークを設立しました。ネットワークには、市域で活動する民間団体等（2013（平成25）年現在44団体）が加盟しており、これらの団体が、地域社会の一員として「身の回りから」男女共同参画を推進することを目的として活動しています。

### （3）附属機関

#### ア 川崎市男女平等推進審議会

条例に基づき設置された市の附属機関です。審議会委員は学識経験者、関係団体の代表者、公募による市民委員により構成されており、市長の諮問<sup>35</sup>に応じて、市の男女平等施策に関する事項について調査・審議します。また、審議会では、行動計画や市の施策について意見を述べたり、計画に基づく事業の進捗について点検・評価等を行います。審議内容や諮問に対する答申は、任期終了後市長に報告され、市民に公表されます。



<sup>35</sup> 一定の機関や有識者に対し、ある問題について意見を尋ね求めること。「市長から審議会に一する」等。

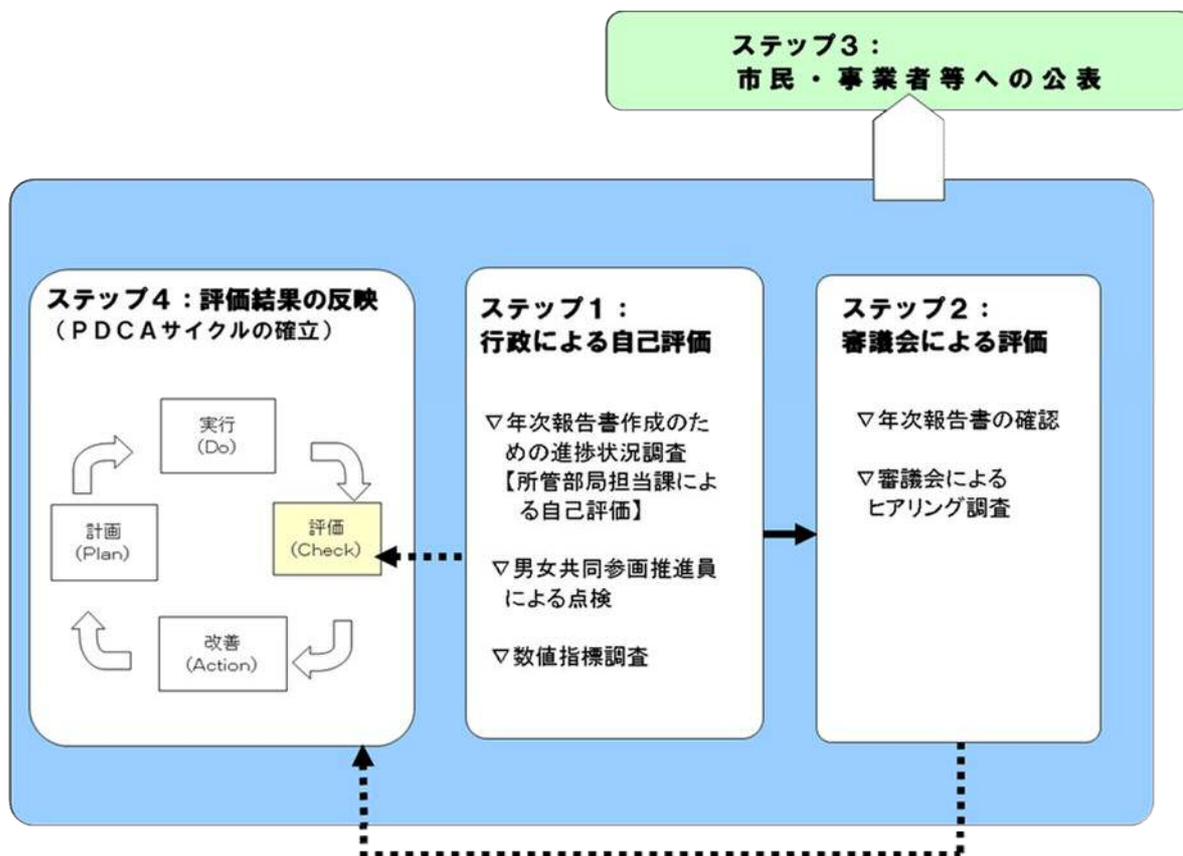
## 2 計画の点検・評価

### (1) 事業の点検・評価

毎年、事業の所管課及び推進員から、施策の取組状況について報告を受け、計画の進捗状況を把握します。その結果を審議会に報告し、所管課へのヒアリング等を通じて、点検・評価を行います。

### (2) 点検・評価結果の公表

事業の進捗状況についての所管課及び推進員からの報告と審議会での評価結果を、年次報告書としてまとめ、市民に公表します。報告書の作成にあたっては、市の女性管理職比率や審議会等委員の女性の参加比率など、計画に関連する事項の数値実績についても掲載し、計画の進捗状況をわかりやすく示していきます。





# 資 料

# 1 男女平等かわさき条例

平成 13 年 6 月 29 日  
条例 第 14 号

## 目次

前文	
第 1 章 総則(第 1 条～第 7 条)	
第 2 章 基本施策等(第 8 条～第 15 条)	
第 3 章 拠点施設(第 16 条)	
第 4 章 男女平等推進審議会(第 17 条)	
第 5 章 雑則(第 18 条)	
附則	

川崎市においては、男女平等の実現に向けて、国内外の動向を考慮しつつ、地域の実情に応じた様々な取組を進めてきた。

しかしながら、今なお、様々な分野において男性を中心とする意識、性別による固定的な役割分担等が存在し、男女の自立、特に女性の社会的及び経済的自立が阻まれている。

このような状況を踏まえ、市、市民及び事業者が相互に協力しながら、それぞれの役割を積極的に果たして男女平等を一層推進していく必要がある。

男女があらゆる場において男女平等にかかわる人権の侵害を受けることがなく、自立することができ、共に働き、学び、及び生活することができる快適で平和な男女共同参画社会としての男女平等のまち・かわさきを創造していくため、この条例を制定する。

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この条例は、男女平等の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の役割を明らかにするほか、必要な事項を定めることにより、男女平等を総合的かつ計画的に推進し、もって市、市民及び事業者の協働による男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第 2 条 男女平等は、次の基本理念にのっとり、その推進が図られなければならない。

(1) 男女が共に職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場(以下「あらゆる場」という。)において、個人として自立し、自由に生き方を選ぶとともに、多様な生き方及び個性を互いに尊重し、責任を分かち合うこと。

(2) 男女が共にあらゆる場において、社会における制度、慣行、意識等に起因する性別による差別的取扱いを受けることがなく、

人権が尊重されること。

(3) 社会のあらゆる分野における立案、決定その他の活動に男女が平等に参画する機会を確保し、個人が本来持っている能力を十分に発揮すること。

(4) 男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができること。

(5) 地域社会を構成するすべての者が、自らの意思と相互の協力により、積極的に男女平等を推進し、生活する者にとって快適な生活優先型社会を創造すること。

### (市の役割)

第 3 条 市は、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女のいずれかの参画が十分になされていない場における男女の平等な参画の機会の確保(以下「男女の平等な参画の機会の確保」という。)に取り組むほか、あらゆる施策において男女平等が図られるよう男女平等を総合的かつ計画的に推進する役割を担うものとする。

### (市民の役割)

第 4 条 市民は、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女の平等な参画の機会の確保に取り組み、及び市の実施する男女平等を推進するための施策(以下「男女平等施策」という。)に協力する役割を担うものとする。

### (事業者の役割)

第 5 条 事業者は、その事業活動において、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女の平等な参画の機会の確保、育児、介護等の家庭生活と職業生活が両立できるようにするための支援等に取り組み、及び市の実施する男女平等施策に協力する役割を担うものとする。

### (男女平等にかかわる人権侵害の禁止)

第 6 条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱い、性的な言動に対する相手の対応により当該相手に不利益を与え、又は性的な言動により相手の生活の環境を害する行為、配偶者等に対する著しい身体的又は精神的苦痛を与える暴力的行為等の男女平等にかかわる人権の侵害(以下「男女平等にかかわる人権侵害」という。)を行ってはならない。(男女平等にかかわる人権侵害に対する相談及び救済)

第 7 条 川崎市人権オンブズパーソン条例(平成 13 年川崎市条例第 19 号)第 12 条第 1 項に規定する市民等は、川崎市人権オンブズパーソンに対し、男女平等にかかわる人権侵害について相談し、又は男女平等にかかわる人権侵

害からの救済を求めることができる。

- 2 市は、川崎市人権オンブズパーソンによるもののほか、男女平等にかかわる人権侵害に関する相談又は救済については、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに男女平等にかかわる人権侵害を受けた者の立場に配慮した対応に努めるものとする。

## 第2章 基本施策等

(行動計画)

第8条 市は、男女平等施策その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる川崎市男女平等推進行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

- 2 市長は、行動計画を策定する場合は、あらかじめ、川崎市男女平等推進審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めるものとする。
- 3 市長は、行動計画を策定したときは、これを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、行動計画に基づいた施策の実施状況について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

(参画の機会を積極的に提供する施策の推進)

第10条 市は、社会のあらゆる分野における活動への参画の機会に係る男女間の格差の是正を図るため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し当該機会を積極的に提供する施策を推進するものとする。

(学習等のための支援)

第11条 市は、学校教育、家庭教育その他社会における教育において行われる男女平等に関する学習等のために必要な支援に努めるものとする。

(関係団体への支援)

第12条 市は、男女平等を推進する活動を行う関係団体の自主性及び主体性を尊重しつつ、当該活動について必要な支援に努めるものとする。

(情報の収集及び調査研究)

第13条 市は、男女平等に関する情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(広報活動等)

第14条 市は、男女平等に関する理解の促進を図るため、広報活動を行うとともに、市民及び事業者に対する普及啓発及び必要な情報の提供に努めるものとする。

(推進体制等)

第15条 市は、男女平等を総合的かつ計画的に

推進するため、必要な体制を整備するものとする。

- 2 市は、男女平等の推進に当たっては、市民、事業者、関係機関、関係団体等との有機的な連携に努めるものとする。

## 第3章 拠点施設

(拠点施設)

第16条 市は、川崎市男女共同参画センターを拠点として、男女平等施策を推進するものとする。

## 第4章 男女平等推進審議会

(男女平等推進審議会)

第17条 第8条第2項に定めるもののほか男女平等の推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市男女平等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、委員13人以内で組織する。
- 3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 委員は、市民、事業者、関係団体の代表者及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 第4項の委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 8 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

## 第5章 雑則

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成13年10月1日から施行する。ただし、第7条の規定は、市長が定める日から施行する。

(平成14年3月29日規則第32号で平成14年5月1日から施行)

## 2 川崎市男女平等推進審議会規則

平成 13 年 9 月 28 日  
規則 第 83 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、男女平等かわさき条例(平成 13 年川崎市条例第 14 号)第 17 条第 9 項の規定に基づき、川崎市男女平等推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 市民のうちから委嘱される委員は、公募によるものとする。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会は会長が招集し、会長はその会議の議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

(関係者の出席)

第 5 条 審議会は、その調査審議に必要なであると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第 6 条 審議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長 1 人を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

5 部会の会議については、前 2 条の規定を準用する。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、市民・子ども局において処理する。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

### 3 川崎市男女平等推進審議会委員名簿

第5期（平成23年4月～平成25年3月） ◎会長 ○副会長

	氏名	所属等
1	あべ ひろこ 阿部 裕子	特定非営利活動法人 かながわ女のスペースみずら
2	えはら かずひと 江原 和人	市民公募
3	えびな なおこ 蝦名 直子	イツツ・コミュニケーションズ (株)
4	おおこし ミドリ 大越 ミドリ	川崎市PTA連絡協議会
5	おがた やすのぶ 尾形 泰伸	武蔵大学
6	かとう しゅういち 加藤 秀一	明治学院大学
7	かとう ちえ 加藤 千恵	東京女学館大学
8	きむら みねお 木村 美根雄	川崎市医師会
9	さかい かずひろ 酒井 一博	(財) 労働科学研究所
10	さが えつこ 佐賀 悦子	弁護士
11	たなか としゆき 田中 俊之	学習院大学
12	どもん りえ 土門 里江	川崎地域連合
13	たむらのりこ ロー(田村)紀子	市民公募

(所属は2011(平成23)年4月時点)

☆2011(平成23)年4月 諮問

「次期川崎市男女平等推進行動計画の策定に向けた川崎市の男女平等の推進に関する施策について」

☆2013(平成25)年3月 答申

☆第5期川崎市男女平等推進審議会(以下「第5期審議会」という。)は、平成23年4月に発足しました。任期は2年間で、学識者、関係団体の代表者、企業の代表者、公募市民の計13名で構成されています。

本行動計画は、第5期審議会において施策の方向について審議を重ね、答申された骨子に基づいて策定しました。

第5期審議会では、平成25年度までの5か年を計画期間とした第2期行動計画について、ヒアリング等を通じ、2度の検証・評価を行いました。本行動計画についての答申は、その評価結果から導き出された課題や、川崎市における男女共同参画をめぐる社会状況の変化等を踏まえてまとめられました。

#### 4 男女共同参画関連年表

西暦 (和暦)	国連・国内の動き	川崎市の動き
1975 (昭和50)	<ul style="list-style-type: none"> <li>★国際婦人年世界会議（メキシコシティ）「世界行動計画」を採択</li> <li>★国連総会で1976～85年を「国連婦人の十年」と決定</li> </ul>	
1977 (昭和52)	<ul style="list-style-type: none"> <li>★「国内行動計画」策定（1月）</li> </ul>	
1979 (昭和54)	<ul style="list-style-type: none"> <li>★国連総会「女子差別撤廃条約」採択（12月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★婦人問題行政窓口を教育委員会社会教育課に設置（4月）</li> </ul>
1980 (昭和55)	<ul style="list-style-type: none"> <li>★「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン）にて「女子差別撤廃条約」署名（7月）</li> </ul>	
1982 (昭和57)		<ul style="list-style-type: none"> <li>★川崎市婦人問題懇話会発足（6月）</li> </ul>
1983 (昭和58)		<ul style="list-style-type: none"> <li>★川崎市婦人問題行政連絡推進会議及び同幹事会（庁内連絡・調整組織）設置（1月）→川崎市女性行政推進連絡会議（97年4月）→川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議（99年4月）に組織変更</li> <li>★市民局婦人室設置（6月）</li> </ul>
1985 (昭和60)	<ul style="list-style-type: none"> <li>★国籍法及び戸籍法一部改正【父母両系主義の採用等】（1月）</li> <li>★「女子差別撤廃条約」批准（6月）</li> <li>★「国連婦人の十年」最終年世界会議（ナイロビ）「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択（7月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★「川崎市男女共同社会をめざす計画」策定（5月）</li> </ul>
1986 (昭和61)	<ul style="list-style-type: none"> <li>★国民年金法一部改正【女性の年金権の確立】（4月）</li> <li>★男女雇用機会均等法施行（4月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★川崎市女性問題推進協議会設置（3月）</li> </ul>
1987 (昭和62)	<ul style="list-style-type: none"> <li>★「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定（5月）</li> </ul>	
1988 (昭和63)		<ul style="list-style-type: none"> <li>★「川崎市男女共同社会をめざす計画」第2期実施計画策定（3月）</li> </ul>
1990 (平成2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>★国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択（5月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★市民局女性行政推進室に組織変更（5月）</li> <li>★川崎市女性問題推進協議会を川崎市女性行政推進協議会に名称変更（6月）</li> </ul>
1991 (平成3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>★「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定（5月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★「川崎市男女共同社会をめざす計画」第3期実施計画策定（3月）</li> </ul>
1992 (平成4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>★育児休業法施行（4月）</li> </ul>	
1993 (平成5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>★世界人権会議（ウィーン）「ウィーン宣言及び行動計画」採択（6月）</li> <li>★国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択（12月）</li> <li>★パートタイム労働法施行（12月）</li> </ul>	
1994 (平成6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>★男女共同参画室（総理府）、男女共同参画審議会設置（6月）。男女共同参画推進本部設置（7月）</li> <li>★国際人口・開発会議（カイロ）「カイロ宣言」採択（9月）</li> </ul>	
1995 (平成7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>★第4回世界女性会議（北京）「北京宣言及び行動綱領」採択（9月）</li> <li>★育児・介護休業法改正【介護休業の法制化】（10月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★「かわさき男女平等推進プラン」策定（1月）</li> <li>★川崎市女性行政推進協議会を川崎市男女平等推進協議会に名称変更（3月）</li> </ul>
1996 (平成8)	<ul style="list-style-type: none"> <li>★「男女共同参画2000年プラン」策定（12月）</li> </ul>	
1998 (平成10)		<ul style="list-style-type: none"> <li>★「かわさき男女平等推進プラン」第2期実施計画策定（3月）</li> </ul>
1999 (平成11)	<ul style="list-style-type: none"> <li>★男女雇用機会均等法の一部改正施行（4月）</li> <li>★男女共同参画社会基本法公布・施行（6月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★市民局人権・男女共同参画室に組織変更（4月）</li> <li>★川崎市男女共同参画センター（すくらむ21）開設（9月）</li> </ul>

西暦 (和暦)	国連・国内の動き	川崎市の動き
2000 (平成12)	<ul style="list-style-type: none"> <li>★国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)(6月)</li> <li>★ストーカー行為等の規制等に関する法律施行(11月)</li> <li>★「男女共同参画基本計画」策定(12月)</li> </ul>	
2001 (平成13)	<ul style="list-style-type: none"> <li>★男女共同参画会議、男女共同参画局(内閣府)設置(1月)</li> <li>★配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「配偶者暴力防止法」という。)施行(10月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★男女平等かわさき条例公布(6月)・施行【第7条を除く】(10月)</li> </ul>
2002 (平成14)	<ul style="list-style-type: none"> <li>★育児・介護休業法の一部改正施行【仕事と家庭の両立支援策の充実】(4月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★第1期川崎市男女平等推進審議会設置(2月)</li> <li>★人権オンブズパーソン条例施行(4月)</li> <li>★男女平等かわさき条例第7条(パーソン関連)施行(5月)</li> </ul>
2003 (平成15)	<ul style="list-style-type: none"> <li>★母子及び寡婦福祉法等の一部改正施行【母子家庭等の自立促進】(4月)</li> <li>★次世代育成支援対策推進法施行(7月)</li> <li>★少子化社会対策基本法施行(9月)</li> </ul>	
2004 (平成16)	<ul style="list-style-type: none"> <li>★配偶者暴力防止法の一部改正施行【「配偶者からの暴力」の定義拡大、保護命令制度の拡充】(12月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★「川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」策定(5月)</li> <li>★第2期川崎市男女平等推進審議会設置(5月)</li> </ul>
2005 (平成17)	<ul style="list-style-type: none"> <li>★第49回国連婦人の地位委員会(「北京+10」世界閣僚級会合)(ニューヨーク)(2月)</li> <li>★育児・介護休業法の一部改正施行(4月)</li> <li>★刑法等の一部改正施行【人身売買罪の新設】(7月)</li> <li>★「男女共同参画基本計画」(第2次)策定(12月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★「かわさき男女共同参画ネットワーク」発足(11月)</li> </ul>
2006 (平成18)	<ul style="list-style-type: none"> <li>★労働安全衛生法等の一部改正施行【労働時間の短縮促進に関する臨時措置法の一部改正等】(4月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★第3期川崎市男女平等推進審議会設置(7月)</li> </ul>
2007 (平成19)	<ul style="list-style-type: none"> <li>★男女雇用機会均等法の一部改正施行【身長、体重、体力を募集、採用の要件とすること等の禁止】(4月)</li> <li>★「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定(12月)</li> </ul>	
2008 (平成20)	<ul style="list-style-type: none"> <li>★配偶者暴力防止法の一部改正施行【脅迫に関する保護命令の拡大、市町村の基本計画策定の努力義務化等】(1月)</li> <li>★「女性の参画加速プログラム」男女行動参画推進本部決定(4月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★第4期川崎市男女平等推進審議会設置(11月)</li> </ul>
2009 (平成21)	<ul style="list-style-type: none"> <li>★女子差別撤廃条約実施状況第6回報告に対する女子差別撤廃委員会の最終見解公表(8月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★「川崎市第2期男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」策定(2月)・施行(4月)</li> </ul>
2010 (平成22)	<ul style="list-style-type: none"> <li>★育児・介護休業法の一部改正施行【短時間勤務制度、所定外労働の免除の義務化等】(6月)</li> <li>★「第3次男女共同参画基本計画」策定(12月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★「川崎市DV被害者支援基本計画」施行(4月)</li> </ul>
2011 (平成23)	<ul style="list-style-type: none"> <li>★UN Women(ジェンダー平等と女性のエンパワーメントをめざす国連機関)発足(7月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★第5期川崎市男女平等推進審議会設置(4月)</li> </ul>
2012 (平成24)		
2013 (平成25)	<ul style="list-style-type: none"> <li>★配偶者暴力防止法の一部改正公布【法の適用対象を生活の本拠をともにする交際相手からの暴力に拡大】(7月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★第6期川崎市男女平等推進審議会設置(4月)</li> </ul>

## 5 男女共同参画社会基本法（抄）

平成十一年六月二十三日法律第七十八号  
改正平成十一年七月十六日法律第一百二号  
同十一年十二月二十二日同第六十号

### 目次

前文

第一章 総則(第一条～第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条～第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条～第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

(目的)

**第一条** この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

**第二条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

**第三条** 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

**第四条** 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

**第五条** 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

**第六条** 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

**第七条** 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

**第八条** 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基

本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

**第九条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

**第十条** 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

**第十一条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。(年次報告等)

**第十二条** 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

**第十三条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

**第十四条** 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

**第十五条** 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

**第十六条** 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

**第十七条** 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

**第十八条** 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

**第十九条** 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に

関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

**第二十条** 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

以下省略

## 6 女性差別撤廃条約（抄） （女子に対するあらゆる形態の差別の 撤廃に関する条約）

1979年 国連採択  
1981年 発効  
1985年 日本批准・発効

この条約の締結国は、  
国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締結国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなる問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民

の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

### 第一部

#### 第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

#### 第二条

締結国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

(b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。

(c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を

基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

(d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

(e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

### 第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

### 第四条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

### 第五条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

(a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

### 第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

## 第二部

### 第七条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

(a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

(b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

### 第八条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

### 第九条

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

## 第三部

### 第十条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

(c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

(d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

#### 第十一条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
  - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
  - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
  - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障ならびに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
  - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
  - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
  - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
  - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
  - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
  - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
  - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

#### 第十二条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

#### 第十三条

- 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- (a) 家族給付についての権利
  - (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
  - (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

#### 第十四条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
  - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
  - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
  - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
  - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
  - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
  - (f) あらゆる地域活動に参加する権利

- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

#### 第四部

##### 第十五条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

##### 第十六条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
  - (a) 婚姻をする同一の権利
  - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
  - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
  - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
  - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
  - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
  - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
  - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権

利

- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

#### 第五部 以下省略